

VIII 参 考 資 料

千葉市分別収集計画（容器包装廃棄物）	113
一般廃棄物処理実施計画	120
ごみ減量のための「ちばルール」	146
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	159
千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則	169
千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	180
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	186
千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例	187
千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	188
千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則	190
千葉市リサイクル等推進基金条例	191
千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	192
千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	195
千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	197
千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	200
千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則	203
千葉市浄化槽法施行細則	205
千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会設置条例	206
千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	207
千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則	218
千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	233
千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則	234
千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	235
千葉市環境関係手数料条例	238
千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック	245
みんなで集団回収に参加してみよう！	246

千葉市分別収集計画（容器包装廃棄物）

令和元年 7 月

1 計画策定の意義

廃棄物を取り巻く状況については、分別回収品目の拡大等により増大するごみ処理費用の抑制、最終処分場の確保、ごみ処理による環境負荷の低減など、様々な問題を抱えている。

このような問題に対応するためには、環境と経済を統合した持続可能な発展を目指す「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・市の三者が、適切な役割分担のもと、より積極的にごみの減量・再資源化に取り組む必要がある。

本市では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下「法」と表記）施行前の平成 4 年 10 月から、5 分別収集の実施によりびん・缶の分別収集を開始した。平成 8 年 10 月の分別収集計画（以下「計画」と表記）策定後は、平成 12 年度からペットボトルのステーション収集を開始した。また、平成 18 年 10 月からは段ボールや紙パックを含む古紙のステーション収集を開始、さらに、平成 21 年 10 月からは古紙のステーション収集回数を月 2 回から週 1 回に増やすなど、容器包装廃棄物の分別収集と再資源化を積極的に推進している。

この度、計画の改定期を迎え、市全体の廃棄物処理の基本的な方向性との統一を図るため、現行の千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 29 年 3 月策定、以下「基本計画」と表記）に基づき、改定を行うこととした。

本計画は、法第 8 条に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し再商品化を促進することにより、循環型社会の形成を推進することを目的とするものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、基本計画において掲げている 3 つの基本方針と同様とする。

（1）1 人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による 2R（リデュース・リユース）の促進

年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及啓発により、市民・事業者 1 人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を図り、2R（リデュース・リユース）を推進する。

（2）再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減

焼却ごみ 1/3 削減目標を達成したことから、今後は費用対効果等を勘案した「再生利用率を高めるための効果的な再資源化」を進める。そのためには、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指す。

（3）低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築

低炭素・循環型社会構築に向け、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築を目指すとともに、国の災害廃棄物対策との整合を図り、自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靱さを備えた処理システムとのバランスを考慮する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月1日を始期とする5か年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画では、以下の9品目の容器包装廃棄物を対象とする。

- (1) 主として鋼製の容器包装（以下「スチール缶」と表記）
- (2) 主としてアルミニウム製の容器包装（以下「アルミ缶」と表記）
- (3) 主としてガラス製の容器のうち無色のもの（以下「無色のガラス製容器」と表記）
- (4) 主としてガラス製の容器のうち茶色のもの（以下「茶色のガラス製容器」と表記）
- (5) 主としてガラス製の容器のうち無色又は茶色以外のもの（以下「その他のガラス製容器」と表記）
- (6) 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く、以下「紙パック」と表記）
- (7) 主として段ボール製の容器（以下「段ボール」と表記）
- (8) 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」と表記）
- (9) 主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のプラスチック製容器包装（以下「その他プラスチック製容器包装」と表記）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール缶	1,000	972	947	927	903
アルミ缶	1,700	1,692	1,683	1,681	1,668
無色のガラス製容器	3,164	3,092	3,022	2,959	2,882
茶色のガラス製容器	1,539	1,468	1,400	1,338	1,272
その他のガラス製容器	1,684	1,680	1,677	1,678	1,669
紙パック	1,161	1,156	1,152	1,149	1,142
段ボール	7,132	7,165	7,199	7,255	7,273
その他紙製容器包装	8	8	8	8	8
ペットボトル	3,901	3,894	3,887	3,887	3,867
その他プラスチック製容器包装	20,676	20,631	20,583	20,588	20,479
合計	41,965	41,758	41,558	41,470	41,163

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

(1) ごみ減量のための「ちばルール¹」の普及・拡大

①積極的な「ちばルール」の普及啓発

各種広報媒体等を活用し、市民・事業者に対する「ちばルール」の普及啓発を行う。また「ちばルール」協定店の拡充を図るとともに、協定店がより多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらうための働きかけを行う。

②「ちばルール」の施策推進及び効果検証

ごみ減量や再資源化に貢献した協定店に対する市からの表彰を行う。また、各種取組による効果を検証し、次の展開に向けた検討を行う。

(2) 発生抑制・再使用の促進

①発生抑制の推進

国や政令指定都市・近隣市等と連携を図るとともに、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会などの枠組みを活用して、国や産業界へ働きかけを行う。

②再使用の促進

市内で開催されるフリーマーケットの情報や不用品の交換情報を提供する。また、リユースカップやマイバッグ、マイボトル等の普及促進を図り、レジ袋やペットボトルなど使い捨てごみの減量を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

現行の分別収集体系である5分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ)を基軸としつつ、基本計画における諸施策等を勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を次のとおり定める。

項目	収集に係る分別区分	排出方法
スチール缶	資源物(缶)	混合
アルミ缶		
無色のガラス製容器	資源物(びん)	3種分別 (無色・茶色・その他)
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
紙パック	資源物(紙パック)	2種分別 (紙パック・段ボール)
段ボール	資源物(段ボール)	
ペットボトル	資源物(ペットボトル)	分別
その他プラスチック製容器包装※	資源物	分別
		未定

※ 表中の「その他プラスチック製容器包装」について、上段は協定店による白色トレイの拠点回収を、下段は今後予定している資源回収施策を示す(以下、「10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)」及び「11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)」の表においても同様。)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール缶	926		898		873		853		830	
アルミ缶	1,633		1,625		1,616		1,614		1,602	
無色の ガラス製容器	（合計） 3,041		（合計） 2,969		（合計） 2,899		（合計） 2,836		（合計） 2,761	
	（引渡） 0	（独自処理） 3,041	（引渡） 0	（独自処理） 2,969	（引渡） 0	（独自処理） 2,899	（引渡） 0	（独自処理） 2,836	（引渡） 0	（独自処理） 2,761
茶色の ガラス製容器	（合計） 1,465		（合計） 1,394		（合計） 1,326		（合計） 1,264		（合計） 1,199	
	（引渡） 0	（独自処理） 1,465	（引渡） 0	（独自処理） 1,394	（引渡） 0	（独自処理） 1,326	（引渡） 0	（独自処理） 1,264	（引渡） 0	（独自処理） 1,199
その他の ガラス製容器	（合計） 1,617		（合計） 1,613		（合計） 1,610		（合計） 1,611		（合計） 1,603	
	（引渡） 1,617	（独自処理） 0	（引渡） 1,613	（独自処理） 0	（引渡） 1,610	（独自処理） 0	（引渡） 1,611	（独自処理） 0	（引渡） 1,603	（独自処理） 0
紙パック	142		139		137		134		132	
段ボール	5,933		5,968		6,005		6,061		6,085	
ペットボトル	（合計） 3,216		（合計） 3,211		（合計） 3,205		（合計） 3,205		（合計） 3,189	
	（引渡） 3,216	（独自処理） 0	（引渡） 3,211	（独自処理） 0	（引渡） 3,205	（独自処理） 0	（引渡） 3,205	（独自処理） 0	（引渡） 3,189	（独自処理） 0
その他 プラスチック製容器包装	（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69	
	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69
（白色トレイ）	（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69		（合計） 69	
	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69	（引渡） 0	（独自処理） 69
合計	18,042		17,886		17,740		17,647		17,470	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物量の見込みについては、分別回収を行う容器包装廃棄物の種類ごとの回収量原単位（g／人／日）実績から今後の傾向を算出することとし、予測式を用いて計画期間中の原単位を推計したうえで、原単位に年度ごとの将来人口及び年間日数を乗じて得た値を見込量とした。

なお、年度ごとの将来人口については、基本計画策定調査（平成29年3月）における推計を採用した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

項目	収集に係る 分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール缶	資源物（缶）	委託業者によるステーション回収 （指定日排出、指定日回収）	直営
アルミ缶			
無色のガラス製容器	資源物（びん）		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
紙パック	資源物 （紙パック）	集団回収団体及び回収業者による回収 回収業者によるステーション回収 （指定日排出、指定日回収） 古紙回収庫での回収 協定店による拠点回収	回収業者 協定店
段ボール	資源物 （段ボール）		
ペットボトル	資源物 （ペットボトル）	委託業者によるステーション回収 （指定日排出、指定日回収）	委託
その他プラスチック製 容器包装※	資源物	協定店による拠点回収 未定	協定店 未定

※ その他プラスチック製容器包装の処理体制については、今後の収集開始に向けて引き続き検討を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

項目	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	資源物（缶）	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車 （標準・ロング）	新浜リサイクル センター （選別、圧縮、保 管）
アルミ缶				
無色のガラス製容器	資源物（びん）			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
紙パック	資源物 （紙パック）	なし	回収業者による	回収業者による
段ボール	資源物 （段ボール）			
ペットボトル	資源物 （ペットボトル）	網袋	2 t 平ボディ車 （標準・ロング）	委託業者 （選別、圧縮、保 管）
その他プラスチック製 容器包装※	資源物	協定店による	協定店による	協定店による
		未定	未定	未定

※ 白色トレイ拠点回収の収集容器については、協定店によりその形態が異なる。また、ごみステーションでの定期収集については、現時点では実施するかどうかも含めて検討中。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画の実効性を担保するため、基本計画に位置づけられた以下の取り組み等を推進する。

- （１）再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減

①多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進

集団回収に取り組む団体への補助金交付や用具貸与、優良団体の表彰等、団体への支援を行う。また、取組事例や品質向上のための留意点などを周知するとともに、未参加団体への案内文送付などを通じて参加を促す。

②市民が分別排出しやすいシステム作り

ごみ減量広報紙や家庭ごみの出し方をまとめたガイドブックに、再資源化可能な古紙・布類を具体的に例示するとともに、イベント等での雑がみ保管袋配布などを通じた情報提供を行う。

③さらなる再資源化品目の検討・推進施策

リサイクルに適した単一素材プラスチックについて効果的な再資源化事業の検討、実施を行うとともに、プラスチック製容器包装の再資源化についても検討を行う。

- （２）低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築

再資源化品目の拡大等による高機能化を踏まえ、再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備を進める。

(3) その他

①千葉市廃棄物減量等推進審議会等における審議

市民、学識経験者、事業者等から組織される千葉市廃棄物減量等推進審議会等において、廃棄物の減量及び適正処理についての審議を進める。

②環境美化の推進

市民・事業者・市が協働してごみの散乱を防止し美しい街づくりを進めるため、清掃ボランティア団体や廃棄物適正化推進員の活動を支援し、キャンペーン・PR等の普及事業を実施する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成 5 年千葉県条例第 1 7 号)第 8 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 3 1 日

千葉市長 神 谷 俊 一

一般廃棄物処理実施計画

1 計画区域及び排出量(計画量)

(1) 計画区域

千葉県全域とする。

(2) 一般廃棄物の排出量(計画量)

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ (粗大ごみの布団、畳等含む)	223,800t/年	332,400t/年
不燃ごみ	10,100t/年	
資源物 (事業系再資源化物含む)	93,600t/年	
粗大ごみ (布団・畳等除く)	4,700t/年	
有害ごみ	200t/年	
集団回収	8,300t/年	8,500t/年
拠点回収	200t/年	
し尿	4,500kl/年	24,300kl/年
浄化槽汚泥	19,800kl/年	

(注) ごみについては 100t、し尿及び浄化槽汚泥については 100kl 単位で整理した。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、現行の【5種21分別】*1収集により、ごみの減量・再資源化を図るものとし、排出にあたっては分別区分への適正排出の遵守及び可燃ごみ、不燃ごみの指定袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ*2	市（委託） ・ 排出者	市（直営）	焼却 （焼却灰は一部再資源化）	市（直営）	埋め立て
不燃ごみ	市（委託） ・ 排出者	市（直営）	破碎（破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化）	市（委託）	再資源化
資源物	市（委託）*3	市（直営） （委託）	再資源化	—	—
	再資源化事業者*4	再資源化事業者等			
粗大ごみ	市（直営・委託） ・ 排出者	市（直営）	破碎（破碎後、鉄類は回収・残さは再資源化）	市（委託）	再資源化
有害ごみ*5	市（委託）	市（委託）	資源物抽出型無害化処理	市（委託）	埋め立て
			ガス抜き後、鉄類回収	—	—
し尿	市（委託） ・ 収集運搬業許可業者	市（直営）	衛生センターに投入後、前処理を行い、下水処理施設にて処理	—	—
浄化槽汚泥	収集運搬業許可業者				

*1 【5種21分別】

5 種：可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみ

21分別：①可燃ごみ ②不燃ごみ ③びん（無色） ④びん（茶色） ⑤びん（その他） ⑥缶

⑦ペットボトル ⑧木の枝 ⑨刈り草・葉 ⑩新聞 ⑪雑誌 ⑫段ボール

⑬紙パック ⑭雑がみ ⑮布類 ⑯粗大ごみ ⑰乾電池 ⑱蛍光灯

⑲水銀入り体温計・血圧計 ⑳カセット式ガスボンベ・スプレー缶 ㉑使い捨てガスライター

*2 在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利なものは、医療機関又は回収薬局へ持ち込むこととし、その他は可燃ごみに区分する。

*3 びん、缶、ペットボトル、木の枝及び刈り草・葉を対象とする。

*4 新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ、布類を対象とする。

*5 乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計・血圧計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、使い捨てガスライターを対象とする。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、再生事業者や市が許可した一般廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	収集運搬業許可業者・排出者	市（直営）*1	焼却 （焼却灰は一部再資源化）	市（直営）*2	埋め立て
		許可業者等*3	焼却、再資源化	—	—
		排出者*4	焼却、再資源化	市（直営）	埋め立て
不燃ごみ （燃えがら）*5	排出者	—	—	—	埋め立て
再資源化物 （古紙・古繊維・木くず・食品残さ）	収集運搬業許可業者・排出者・専ら物*6のみを収集運搬する業者等	再資源化事業者等	再資源化	—	—
	収集運搬業許可業者・排出者*7	処分業許可業者*8			

*1 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第15条に規定する事業系一般廃棄物の受入基準に適合するものを対象とし、中間処理主体の「市（直営）」は3（3）ア（エ）の焼却施設とする。

*2 最終処分の処理主体「市（直営）」は、3（4）ウの最終処分場とする。

*3 中間処理主体の「許可業者等」は、一般廃棄物処理業許可業者の事業場、または再資源化業者の施設とする。

*4 排出者による自己処理とする。

*5 燃えがら（安定無害化したもので含水率80%以下のもの）を対象とする。

*6 専ら再生利用される、古紙、古繊維を対象とする。

*7 木くず、食品残さを対象とする。

*8 中間処理の処理主体「許可業者」は、3（3）ア（カ）の千葉市一般廃棄物処分業許可業者、または、他自治体の一般廃棄物処分業許可業者とする。

3 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制及び分別排出指導に関する啓発活動等

区分	事業名	事業内容
イベント	へらそうくんフェスタ	3 R 推進月間である 10 月に、ごみの減量・再資源化の普及啓発のため、商業施設を活用したキャンペーンを実施する。
3 R 教育・学習の推進	へらそうくんルーム	市内の保育所（園）・幼稚園にて 3 R 啓発活動を実施する。
	ごみ分別スクール	ごみ減量・リサイクル意識の醸成を図るため、小学校 4 年生を対象に、ごみ分別方法等の体験学習を実施する。
	今すぐ実践！ごみ減量講習会	町内自治会等が開催する会議等において、ごみ処理の現状、具体的な分別・減量化の方法等について周知する。
	給食残渣の再資源化による生ごみ削減啓発	小学校に生ごみ処理機を設置し、児童に生ごみにおける 3 R の仕組みを理解してもらうとともに、児童から各家庭への波及効果により家庭から排出される生ごみの削減・再資源化への意識を促す。
ごみ減量活動の支援	生ごみ資源化アドバイザーの派遣	町内自治会等の希望に応じて、生ごみの減量・再資源化に関する助言・技術指導等を行う生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。
	生ごみ減量処理機等の普及促進	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器及び段ボールコンポストの購入者に対し、購入費用の一部を補助する。
	廃食油回収支援	町内自治会や事業者等が回収拠点を設置し廃食油を回収する活動に対し、回収ボックスやのぼり旗等の配付支援を行う。
	剪定枝チップ機の貸出	家庭から出る剪定枝をチップ化する「剪定枝チップ機」の貸出事業を実施する。

区分	事業名	事業内容
出版物による啓発	家庭ごみの減量と出し方ガイドブック	家庭ごみ手数料徴収制度の仕組み、家庭ごみの分別・排出ルール等を周知するため、ガイドブックを配布する。
	GO!GO!へらそうくん	ごみ処理の現状やリサイクルに関するタイムリーな話題や情報等を掲載した広報紙を作成し、市政だよりと併せて発行する。
	環境教育教材の作成・配布	小学校4年生を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」、中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」を作成し、各学校に配布する。
情報の提供等	ウェブサイト	ウェブサイト上にごみ減量に役立つ情報を掲載する。 (アドレス： http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/recycleinfo.html)
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用となった物の情報交換の場として、各区役所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。
事業所向け指導・啓発	事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所ごみ処理の手引き	事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所のごみ減量と適正処理制度等を周知するため、手引き書を作成し配布する。
	事業用大規模建築物所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者への指導	廃棄物管理責任者の選任、市長への届出並びに減量計画書の作成、市長への提出及び事業用大規模建築物に係る一般廃棄物・再利用の対象となる廃棄物の保管場所の設置を義務付けるとともに、立入調査を実施する。
	事業用大規模建築物建設者への指導	一般廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる廃棄物の保管場所について事前協議の上、設置、市長への届出を義務付ける。
	優良事業者表彰	廃棄物の減量及び再資源化に積極的に取り組む等、本市の環境行政に優れた貢献のあった事業者を表彰する。
	食品廃棄物減量・再資源化の促進	事業用生ごみ処理機を設置する事業者に対して補助金を交付する。 また、リーフレットを活用し、食品廃棄物削減・資源化の普及啓発を行う。
その他	ごみ減量のための「ちばルール」の周知・普及	環境負荷の低減に資する取り組みを実施している事業者と協定を締結するとともに、協定店の取り組みを広く市民に周知する。

区分	事業名	事業内容
その他	食品ロス削減啓発	飲食事業者等と連携した食べきりキャンペーン等を実施し、食品ロス削減を呼びかける。 また、小・中学校においてポスターの掲示や校内放送の呼びかけ等、食品ロス削減の普及啓発を実施するほか、食品ロス削減に関するワークショップなどを開催する。
	プラスチックごみ削減啓発	プラスチックごみの発生抑制・適正排出に向け、事業者と連携したプラスチックごみ削減キャンペーンを実施する。また、ワークショップの開催やイベントでの周知啓発を行う。
	生ごみ減量啓発	市民の生ごみの減量・再資源化への意識を高める為、リーフレットや啓発品を活用し、イベントや講習会等で周知啓発を行う。
	適正処理の周知及び分別排出指導	市民や事業者に対して、適正処理について周知するとともに、不適正排出されたごみの排出者に対し、分別排出指導を行う。
	美しい街づくりに係る活動支援	定期的に清掃活動を行う地域ボランティア団体等に対し、清掃用具の支給を行い、環境美化活動を支援する。
	ポイ捨て防止PR	「千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例」の周知徹底を図るため、リーフレット等を活用し、啓発活動を行う。また、本市を含む近隣16市と合同で「喫煙マナー向上・ポイ捨て防止キャンペーン」を実施する。
	不法投棄等防止監視業務	ごみステーションにおいて、不法投棄の防止、容器違反ごみなどの分別・排出ルール違反者に対して指導を行う。
	廃棄物適正化推進員制度 不法投棄監視員制度	廃棄物適正化推進員、不法投棄監視員の協力により廃棄物の適正排出、適正処理及び再利用等の普及・啓発を図る。
	ごみステーションの美化活動及び資源回収活動に関する表彰	ごみステーションの美化を推進し、適正な分別及び排出において顕著な功労のある団体及び資源回収活動を積極的に実施している団体を表彰する。

イ 資源化の方法及び量

(ア) 集団回収、拠点回収からの資源化量

(単位：t/年)

区 分		内 容	資 源 化 量
集 団 回 収		地域住民団体が実施する集団回収の普及促進を図るため、実施団体・回収業者に補助金を交付する。	8,300
拠 点 回 収	古紙類	公共施設に古紙回収庫を設置し、古紙類を回収する。	200
	小型家電*1	公共施設に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収する。	
	廃食油*2	市民団体や事業者等が、回収拠点を設置し、廃食油を回収する。	
	単一素材製品プラスチック*3	公共施設に回収ボックスを設置し、単一素材製品プラスチックを回収する。	

*1 「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン（環境省）」における「特定対象品目」のうち、携帯電話・スマートフォン・ノートパソコン・タブレット及び市で指定する 21 品目（●デジタルカメラ●HDD レコーダー●ゲーム機●ビデオカメラ●カメラ ●カーナビ●IC レコーダー ●補聴器●ヘッドホン・イヤホン●電子書籍端末●電子辞書●電卓●電子体温計●ヘアドライヤー●ヘアアイロン●電気バリカン●電動歯ブラシ●電気カミソリ及び洗浄機●卓上時計●携帯音楽（MD・CD・MP3 等）プレーヤー●電子付属品（AC アダプター・コード類等）を対象とする。

*2 植物性油を対象とする。

*3 ポリプロピレンまたはポリエチレンを素材とする製品プラスチックのうち、市で指定する 10 品目（●ザル●ボウル●バケツ●ちりとり●ごみ箱●風呂イス●手おけ●洗面器●書籍スタンド●洗濯かご）を対象とする。

(イ) 上記回収以外からの資源化量

(単位：t/年)

区分	内容	資源化量	
資源物収集 (家庭系)	資源物収集として、びん、缶、ペットボトル、剪定枝等、古紙類、布類をステーション収集方式にて収集する。	36,000	
		びん	6,300
		缶	2,600
		ペットボトル	3,100
		剪定枝等	8,000
		古紙	15,300
		布類	700
再資源化物収集 (事業系)	さらなる再資源化を目指し適正な分別排出を指導するとともに、許可業者に対しても分別収集に対応できる収集体制づくり及び再資源化の促進を指導する。	57,200	
		古紙	26,600
		布類	100
		木くず	25,000
		生ごみ	5,500
鉄類回収	新浜リサイクルセンターにおいて、不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。	2,100	
合計		95,300	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域

千葉県全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(ア) 家庭系ごみの分別区分等

(単位：t/年)

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物			
家庭ごみ	1	可燃ごみ 台所ごみ、皮革類、ゴム類、在宅医療ごみ等この表の2から5までの項に属さないもの及び千葉市が処理する廃棄物の受入基準の取扱要綱に定める清掃工場の受入基準に適合するごみ(リサイクルできない紙類、布類を含む)	指定袋*1に入れてごみステーション（それを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下「ごみステーション」という。）に排出 ・刈り草・葉のみ：透明な袋（旧指定袋を含む）に入れて排出可 ・木の枝：ひもで束ねて排出可（1本の太さ10cm、長さ50cm以内）	週2回 ごみステーションにて収集	158,700
			指定袋に入れて管路排出 ・刈り草・葉のみ：透明な袋（旧指定袋を含む）に入れて排出可 ・指定袋または透明な袋（旧指定袋を含む）に入れて管路投入口に入れない場合は、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ排出 ・木の枝：ひもで束ねて排出可（1本の太さ10cm、長さ50cm以内）	毎日管路収集*2	

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物			
家庭ごみ	2	不燃ごみ 主として金属でできているもの、主として硬質のプラスチックでできているもの（カセットテープ、ビデオテープを除く）、ガラス製品、陶磁器の製品で、この表の3項及び4項に属さないもの	指定袋に入れてごみステーションに排出 ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出可 ※割れたもの等は紙で包むなどして危険と表示 ・傘：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋に入れて排出可（袋の大きさは指定なし。傘の柄の部分等が袋からはみ出ても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可）	月 2 回 ごみステーションにて収集	9,800
			指定袋に入れて管路排出 ・管路投入口に入れられない場合は、粗大ごみ受付センターへ連絡の上、指定日に排出者敷地内の指定場所へ指定袋に入れて排出 ・一升炊きまでの炊飯器、20ℓ以下のポリタンク、一斗缶、洗濯用角ハンガー、洗面器、風呂用プラスチックいす：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋2枚を縛り付けるか貼り付けて排出可 ・傘：20ℓ用指定袋または10ℓ用指定袋に入れて排出可（袋の大きさは指定なし。傘の柄の部分等が袋からはみ出ても他の不燃ごみと一緒に何本でも排出可）	週 3 回 管路収集	

一般廃棄物の種類（分別区分）			排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3	
		対象物				
家庭ごみ	3	資源物	商品の容器のうち、 びん：主としてガラス製の①びん（無色・茶色・その他）、②カップ形の容器、③①～②に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品や化粧品が充てんされたもの 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品及びペットフードが充てんされたもの、飲食用びんの金属製のふた ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製のびん又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、又はドレッシングタイプ調味料等が充てんされたもの	びん：ごみステーションに設置された無色のびんは白色コンテナ、茶色のびんは茶色コンテナ、その他のびんは黒色コンテナに入れて排出 缶：ごみステーションに設置された青色コンテナに入れて排出 ペットボトル：ごみステーションに設置された網袋に入れて排出	週 1 回 ごみステーションにて収集	36,400
			剪定枝等（刈り草・葉・木の枝）	刈り草・葉：透明な袋（旧指定袋を含む）に入れて排出 木の枝：ひもで束ねて排出（1本の太さ 20 c m、長さ 100 c m以内）	月 2 回 ごみステーションにて収集	

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物			
家庭ごみ	3	資源物	古紙：新聞（折り込みチラシ含む）、段ボール、紙パック（飲料用 500ml 以上）、雑誌（週刊誌、単行本、文庫本）、雑がみ（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（アイロンプリント紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、緩衝剤、感熱発泡紙、合成紙、昇華転写紙、感圧紙、油が付着した紙、付箋、匂いがついた紙（洗剤の箱、線香の箱、石けんの箱や包装紙）、感熱紙、汚れが著しい紙、シュレッダー処理した紙、水に溶けない紙（写真、アルバム、圧着はがき、シール、シール台紙、食品容器、ビニールやアルミコーティングされた紙）、和紙、食用ラップフィルムなどの固い芯、紙製の卵パックは除く） 布類：主として繊維でできている製品（Tシャツ、シャツ、トレーナー、ズボン、スカート、ジーンズ、タオル、毛布、シーツ、スーツ、既製品の毛糸衣類（汚れ、破れ、綿入りのものは除く））（布団、マットレス、まくら、クッション、敷物類、カーテン、ぬいぐるみ、くつ、かばん、皮革類、ウェットスーツ、帯・帯締め、靴下、毛糸玉、コルセット、裁断くず、作業着、座布団、下着、スキーウェア、スリッパ、制服、雑巾、ダウンジャケット、反物、手作りの衣類、手袋、電気毛布、ベッドパット、ベッドマット、便座カバー、ボックスシーツ、マフラー、水着、ユニホーム、レインコート、フリース素材のもの、ペットボトルを原料としたものは除く）	週 1 回 ごみステーションにて収集	前ページに続く

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*3
		対象物			
家庭ごみ	4	粗大ごみ	電話又は、インターネットによる申込後、粗大ごみ処理手数料納付券を貼付して、指定日に指定場所に排出 環境事業所、新浜リサイクルセンター（布団類、カーペット、畳は除く）又は新港クリーン・エネルギーセンター及び北清掃工場（布団類、カーペット、畳のみ）へ手数料を支払い、自己搬入	必要のつど指定場所にて収集	5,000
	5	有害ごみ	購入時の箱やケース又は割れない措置をしてごみステーションに排出（蛍光灯） 対象物ごとに透明な袋（旧指定袋を除く）に入れてごみステーションに排出（乾電池、水銀入り体温計・血圧計、スプレー缶（主として金属でできているエアゾール缶（カセット式ガスボンベを含む）、使い捨てガスライター	月 2 回ごみステーションにて収集	200
	計				210,100

*1 「指定袋」とは、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 46 条第 3 項別表第 2 で定める市長が指定する袋をいう。

*2 「管路収集」とは、廃棄物空気輸送システムにより廃棄物を管路で収集する収集方式をいう。

*3 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

(イ) 家庭系ごみの収集日

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
中 央 区	青葉町	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	赤井町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	旭町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	市場町	月・木	火	水	1・3金	2・4金
	稲荷町1～3丁目	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	亥鼻1～3丁目	火・金	水	木	2・4土	1・3土
	今井町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	今井1～3丁目	月・木	金	水	1・3火	2・4火
	院内1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	鵜の森町	月・木	土	火	2・4水	1・3水
	大森町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	春日1・2丁目	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	葛城1～3丁目	火・金	月	木	2・4土	1・3土
	要町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀井町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	亀岡町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	川戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	栄町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	寒川町1～3丁目	月・木	水	火	2・4土	1・3土
	塩田町	月・木	金	火	1・3土	2・4土
	汐見丘町	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	白旗1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	新宿1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	新千葉1～3丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新田町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	新町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	神明町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	末広1～5丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	蘇我町2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	蘇我1～5丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	大巖寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	千葉寺町	月・木	火	水	1・3土	2・4土
	千葉港	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	中央1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	中央港1・2丁目	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	椿森1～6丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土
	鶴沢町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	出洲港	水・土	木	火	2・4月	1・3月

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
中 央 区	道場北町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	道場北1・2丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	道場南1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	問屋町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	長洲1・2丁目	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	仁戸名町	水・土	木	金	2・4火	1・3火
	登戸1～5丁目	水・土	月	火	2・4金	1・3金
	花輪町	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	浜野町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	東千葉1～3丁目	火・金	木	月	2・4土	1・3土
	東本町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	富士見1・2丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	弁天1～4丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	星久喜町	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	本千葉町	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	本町1～3丁目	水・土	火	金	2・4月	1・3月
	松ヶ丘町	水・土	金	火	1・3月	2・4月
	松波1～4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	港町	月・木	金	火	2・4水	1・3水
	南生実町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	南町1～3丁目	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	都町1～8丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土
	宮崎町	水・土	金	火	1・3月	2・4月
	宮崎1・2丁目	月・木	水	火	1・3土	2・4土
	村田町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	矢作町	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	祐光1～4丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	若草1丁目	月・木	金	火	1・3土	2・4土
花 見 川 区	天戸町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
	朝日ヶ丘1～5丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	内山町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	宇那谷町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	柏井町	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	柏井1・4丁目	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	検見川町1～3・5丁目	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	犢橋町	水・土	月	金	2・4火	1・3火
	こてはし台1～6丁目	火・金	土	月	1・3水	2・4水
	作新台1～8丁目	月・木	土	水	2・4火	1・3火

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
花 見 川 区	さつきが丘１・２丁目	水・土	木	金	１・３火	２・４火
	三角町	火・金	月	木	１・３水	２・４水
	大日町	火・金	月	木	１・３水	２・４水
	武石町１・２丁目	水・土	木	金	２・４火	１・３火
	千種町	火・金	月	木	１・３土	２・４土
	長作町	月・木	火	水	１・３土	２・４土
	長作台１・２丁目	月・木	火	水	１・３土	２・４土
	浪花町	水・土	火	木	１・３月	２・４月
	西小中台	月・木	水	火	１・３土	２・４土
	畑町	月・木	火	水	２・４土	１・３土
	花島町	水・土	金	火	２・４木	１・３木
	花園町	火・金	土	木	１・３月	２・４月
	花園１～５丁目	火・金	土	木	２・４月	１・３月
	花見川	火・金	水	木	２・４土	１・３土
	幕張町１～３丁目	火・金	月	木	２・４水	１・３水
	幕張町４丁目	水・土	金	木	１・３月	２・４月
	幕張町５・６丁目	月・木	金	火	２・４水	１・３水
	幕張本郷１・３・５丁目	水・土	火	月	２・４木	１・３木
	幕張本郷２・４・６・ ７丁目	水・土	金	月	２・４木	１・３木
	南花園１・２丁目	火・金	土	木	１・３水	２・４水
	み春野１～３丁目	火・金	月	木	１・３水	２・４水
	宮野木台１～４丁目	月・木	水	火	２・４金	１・３金
	瑞穂１～３丁目	月・木	火	水	２・４土	１・３土
	横戸町	水・土	月	火	１・３金	２・４金
	横戸台	水・土	金	火	２・４木	１・３木
稲 毛 区	穴川町	火・金	月	木	１・３水	２・４水
	穴川１～４丁目	火・金	月	木	１・３水	２・４水
	あやめ台	月・木	金	水	１・３火	２・４火
	稲丘町	水・土	月	火	１・３金	２・４金
	稲毛１～３丁目	月・木	水	火	１・３金	２・４金
	稲毛台町	水・土	木	火	１・３金	２・４金
	稲毛町４・５丁目	月・木	土	水	１・３金	２・４金
	稲毛東１～６丁目	月・木	火	水	１・３土	２・４土
	柏台	火・金	水	木	１・３月	２・４月
	黒砂１～４丁目	水・土	火	木	１・３月	２・４月
	黒砂台１～３丁目	月・木	火	水	２・４土	１・３土
	小中台町	火・金	水	木	２・４月	１・３月
	小仲台１～９丁目	水・土	木	月	２・４金	１・３金
	小深町	水・土	火	月	１・３木	２・４木

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
稲 毛 区	作草部町	水・土	金	火	2・4月	1・3月
	作草部1・2丁目	水・土	金	火	2・4月	1・3月
	山王町	水・土	木	月	1・3火	2・4火
	園生町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	千草台1・2丁目	水・土	金	—	2・4月	1・3月
	天台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	天台1～6丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	轟町1～5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	長沼町	月・木	火	水	1・3金	2・4金
	長沼原町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	萩台町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	緑町1・2丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	宮野木町	火・金	水	木	2・4月	1・3月
	弥生町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	六方町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
若 葉 区	愛生町	水・土	月	火	1・3木	2・4木
	五十土町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	和泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	大井戸町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	大草町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	太田町	水・土	金	木	2・4月	1・3月
	大広町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	大宮町	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	大宮台1～7丁目	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	小倉町	水・土	金	木	2・4火	1・3火
	小倉台1～7丁目	水・土	木	金	2・4火	1・3火
	小間子町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	御成台1～4丁目	火・金	水	木	2・4月	1・3月
	貝塚町	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	貝塚1・2丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	加曽利町	水・土	月	金	2・4木	1・3木
	金親町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	上泉町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	川井町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	北大宮台	水・土	金	木	1・3月	2・4月
	北谷津町	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	古泉町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	御殿町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	坂月町	水・土	火	木	2・4月	1・3月
	更科町	火・金	木	水	2・4月	1・3月

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
若 葉 区	佐和町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	桜木1～8丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	桜木北1～3丁目	月・木	火	水	2・4土	1・3土
	下泉町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	下田町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	高根町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	多部田町	火・金	木	水	2・4月	1・3月
	旦谷町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	高品町	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	千城台北1～4丁目	火・金	土	月	2・4木	1・3木
	千城台西1～3丁目	水・土	火	月	2・4木	1・3木
	千城台東1・2丁目	月・木	土	水	1・3金	2・4金
	千城台東3・4丁目	月・木	土	金	1・3水	2・4水
	千城台南1・2丁目	月・木	火	金	2・4水	1・3水
	千城台南3・4丁目	月・木	土	金	2・4水	1・3水
	都賀1～4丁目	火・金	水	月	1・3土	2・4土
	都賀5丁目	火・金	月	木	1・3水	2・4水
	都賀の台1～4丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	殿台町	水・土	金	火	2・4木	1・3木
	富田町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	中田町	火・金	月	木	2・4水	1・3水
	中野町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	西都賀1～5丁目	火・金	土	月	2・4水	1・3水
	野呂町	火・金	木	月	2・4水	1・3水
	原町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	東寺山町	水・土	月	火	2・4木	1・3木
	みつわ台1～5丁目	水・土	金	木	1・3火	2・4火
	源町	水・土	金	火	1・3木	2・4木
	谷当町	火・金	土	水	2・4月	1・3月
	若松町	月・木	水	金	2・4火	1・3火
	若松台1～3丁目	月・木	水	金	2・4火	1・3火
緑 区	あすみが丘1～3丁目	水・土	木	火	1・3金	2・4金
	あすみが丘4～9丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	あすみが丘東1～3丁目	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	あすみが丘東4・5丁目	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	板倉町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	大金沢町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	大木戸町	水・土	木	火	1・3金	2・4金
	大椎町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	大高町	水・土	月	金	1・3火	2・4火

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
緑 区	落井町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	越智町	火・金	水	月	1・3土	2・4土
	小山町	水・土	月	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野1丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野2丁目	月・木	火	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野3・4丁目	月・木	土	水	2・4金	1・3金
	おゆみ野5・6丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野有吉	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央1・2丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野中央4丁目	月・木	水	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央5・6丁目	月・木	土	火	2・4金	1・3金
	おゆみ野中央7・9丁目	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	おゆみ野中央8丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	おゆみ野南1～3丁目	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南4丁目	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	おゆみ野南5丁目	月・木	水	火	1・3金	2・4金
	おゆみ野南6丁目	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	刈田子町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	鎌取町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	上大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	小金沢町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	椎名崎町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	下大和田町	月・木	水	金	1・3火	2・4火
	大膳野町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	高田町	火・金	月	水	2・4木	1・3木
	高津戸町	水・土	火	金	1・3月	2・4月
	土気町	水・土	木	金	1・3月	2・4月
	富岡町	火・金	土	月	1・3木	2・4木
	中西町	月・木	土	水	1・3火	2・4火
	東山科町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	平川町	月・木	火	金	1・3水	2・4水
	平山町	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	古市場町	月・木	金	水	1・3火	2・4火
	辺田町	月・木	土	金	1・3水	2・4水
	誉田町1丁目	月・木	金	火	1・3水	2・4水
	誉田町2・3丁目	火・金	木	月	1・3土	2・4土
	茂呂町	火・金	水	月	1・3木	2・4木
	小食土町	水・土	月	火	1・3金	2・4金

	町丁名	可燃ごみ	資源物			不燃ごみ 有害ごみ
			びん・ 缶・ ペットボトル	古紙・布 類	剪定枝等*2	
美 浜 区	磯辺 1～5 丁目	月・木	土	金	2・4 火	1・3 火
	磯辺 6～8 丁目	水・土	月	金	2・4 火	1・3 火
	稲毛海岸 1・2・4 丁目	月・木	水	火	2・4 土	1・3 土
	稲毛海岸 3・5 丁目	月・木	金	火	2・4 土	1・3 土
	打瀬 1 丁目*1	—	水	金	—	2・4 火
	打瀬 2・3 丁目*1	—	木	金	—	2・4 火
	幸町 1 丁目	月・木	土	金	2・4 火	1・3 火
	幸町 2 丁目	水・土	火	金	2・4 木	1・3 木
	新港	水・土	月	金	2・4 木	1・3 木
	高洲 1 丁目	火・金	水	月	1・3 木	2・4 木
	高洲 2 丁目	水・土	木	金	1・3 火	2・4 火
	高洲 3 丁目	火・金	土	月	2・4 水	1・3 水
	高洲 4 丁目	火・金	木	月	1・3 水	2・4 水
	高浜 1～3 丁目	水・土	月	金	2・4 木	1・3 木
	高浜 4 丁目	水・土	月	木	1・3 金	2・4 金
	高浜 5・6 丁目	水・土	月	金	2・4 木	1・3 木
	豊砂	月・木	水	火	2・4 金	1・3 金
	浜田 1・2 丁目	月・木	水	火	2・4 金	1・3 金
	幕張西 1～6 丁目	火・金	水	木	1・3 月	2・4 月
	真砂 1 丁目	火・金	月	木	1・3 土	2・4 土
	真砂 2 丁目	火・金	月	木	2・4 水	1・3 水
	真砂 3 丁目	火・金	水	月	1・3 木	2・4 木
	真砂 4 丁目	月・木	水	火	2・4 土	1・3 土
	真砂 5 丁目	月・木	金	火	2・4 土	1・3 土
	若葉 3 丁目	月・木	火	金	2・4 水	1・3 水

*1 打瀬 1～3 丁目のごみステーションでの収集は、資源物（剪定枝等を除く）、有害ごみのみとする。ただし、令和元年 9 月に発生した輸送管不具合の復旧までの間は、可燃ごみ及び不燃ごみについても、ごみステーションでの収集を実施する。

*2 資源物（剪定枝等）の収集は、排出量が極端に少ない一部の集合住宅及び打瀬 1～3 丁目においては、申込制による。また、1 月の第 1 週・第 2 週はすべてのごみステーションにおいて収集を実施しない。

（注）日曜日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日までの日は、原則として家庭ごみの収集を実施しない。

（ウ）家庭系ごみの排出時間、場所

収集日の早朝から朝 8 時までに地域で決められたごみステーションに排出するものとする。ただし、資源物（剪定枝等）については早朝から朝 10 時までに排出するものとする。

（エ）家庭系ごみの小型車による収集地域

排出方法、収集日、排出時間等については、3（2）イ（ア）、同（イ）、同（ウ）にかかわらず別途指定する。

(オ) 事業所ごみの分別区分等

	一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法	収集運搬方法	一般廃棄物の量*1
事業所ごみ	1	可燃ごみ	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	64,700
			管路排出（幕張新都心住宅地区の一部）		
			排出者自ら運搬し、清掃工場に排出		
	2	不燃ごみ （燃えが ら）	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	200
			排出者自ら運搬し、最終処分場に排出		
	3	再資源化物 （古紙・古 繊維・木く ず・食品残 さ）	事業所毎に敷地内又は事業所及び収集運搬業許可業者等との合意のもと指定された場所に排出	必要の つど収集	57,200
	計				122,100

*1 一般廃棄物の量は「持込み可燃」及び「持込み不燃」が含まれている。

(カ) 収集・運搬施設の概要

施設名	幕張クリーンセンター
所在地	美浜区打瀬一丁目1番4
施設の種類	ごみ処理施設
処理能力	112t／日
処理方式	空気輸送、ごみ圧縮

ウ 収集しない一般廃棄物の概要

(ア) 収集しない一般廃棄物

排出禁止物	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第26条及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第7条で定める一般廃棄物
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示（平成6年厚生省告示第51号）で定める一般廃棄物
一時多量ごみ	引っ越し、大掃除などに伴い一時的に多量に出るごみ

(イ) 収集しない一般廃棄物の処理方法

区 分	処 理 方 法
排 出 禁 止 物	専門業者に相談するか、工事作業等を依頼した業者や購入した店に引取りを依頼する。
	【特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象機器】 家電リサイクル法対象機器の処理方法は次の（ウ）a によるものとする。
	【パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）】（※） 1 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 使用済みパソコンは、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を申し込む。回収する者がいない使用済みパソコン（自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど）は、「一般社団法人 パソコン 3 R 推進協会」に回収を申し込む。 2 排出者自らまたは収集運搬業許可業者が、処分業許可業者の処理施設へ搬入する。 3 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 店頭回収や宅配回収を行っている認定事業者に引渡す。
適正処理困難物	専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼する。
一時多量ごみ	排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し、市の処理施設、もしくは、処分業許可業者の処理施設で処理を行うものとする。

(注) 家電リサイクル法対象機器：ユニット式エアコンディショナー、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式テレビ）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機を対象とする。

(※) 3 (1) イ (ア) に該当するものを除く。

(ウ) 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が、購入した小売業者、若しくは買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、または自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に、指定引取場所への収集運搬を依頼し、再資源化を図るものとする。

市内にある指定引取場所については、市外からも家電リサイクル法対象機器が小売業者等により搬入される。

a 市内から排出される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬主体	指 定 引 取 場 所
市内から排出される 家電リサイクル法対象機器	排出者 収集運搬業許可業者 小売業者	・ 中田屋（株）千葉工場 稲毛区六方町 210 ・ 日本通運（株）千葉支店千葉中央事業所 美浜区新港 153

b 市外から市内に搬入される家電リサイクル法対象機器の処理方法

区 分	収集・運搬主体	指 定 引 取 場 所
市外から搬入される 家電リサイクル法対象機器	排出者 運搬業許可業者 小売業者 他市町村直営・委託	・中田屋（株）千葉工場 稲毛区六方町 210 ・日本通運（株）千葉支店千葉中央事業 所 美浜区新港 153

(3) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量及び処理施設の概要

新浜リサイクルセンターにおいて不燃ごみ及び粗大ごみは破砕機により破砕し、鉄類を回収する。

資源物の缶については機械選別により鉄とアルミニウムに選別し、びんについては手選別により生きびん及び色別（無色、茶色、その他）に選別し、カレット処理のうえ保管し、再資源化を図る。

その他の色のびんとペットボトルについては容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会。以下、「指定法人」という。）に再商品化を委託する。

その他の色のびんは新浜リサイクルセンターで保管後、指定法人ルートにて再商品化を図る。

ペットボトルについては新浜リサイクルセンターへ搬入し、ペットボトルストックヤードで積み替え、株式会社佐久間新千葉リサイクルセンター及び株式会社松本運送千葉ペットボトルリサイクルセンターにおいて選別、圧縮及び保管し、指定法人ルートにて再商品化を図る。

(ア) 粗大・不燃処理施設、資源選別施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t／年)

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
新浜 リサイクル センター	不燃ごみ	市 許可業者 排出者	9,400	2,100	—	破砕可燃残さ 8,800 破砕不燃残さ 3,200
	粗大ごみ (布団・畳等除く)		4,700			
	資 源 物 (びん・ 缶・ ペットボトル)		12,400	—	12,000	ペットボトル残さ 400
	有害ごみ		200	—	200	—
合 計			26,700	2,100	12,200	12,400

区 分	一般廃棄物の種類	搬入者	搬入量	処 理 量		
				鉄類回収	資源選別・ 積替・保管等	残さ量
(株)佐久間 新千葉リサイクルセンター	資源物 (ペットボトル)	市	3,500	—	3,100	400
(株)松本運送 千葉ペットボトル リサイクルセンター						

※四捨五入して 100t 単位にまとめているため、合計等が一致しない場合がある

(イ) 粗大・不燃処理施設、資源選別等施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理方式
新浜リサイクルセンター	中央区新浜町 4	125t／5h (粗大・不燃ごみ処理施設) 95t／5h (資源選別施設)	粗大・不燃ごみ：回転破碎方式 缶：機械選別 びん：手選別 ペットボトル：積替え保管
(株)佐久間 新千葉リサイクルセンター	美浜区新港 2 3 2－2	14.064t／日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包
(株)松本運送 千葉ペットボトルリサイクルセンター	中央区浜野町 1 0 2 5－1 6 0	4.8t／日 (選別、圧縮・保管施設)	ペットボトル：圧縮、梱包

(ウ) 焼却施設の搬入者別処理内訳量

(単位：t／年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量
可燃ごみ*1	市 許可業者 排 出 者	224,200
合 計		224,200

*1 可燃ごみ（搬入者：市）の処理量には粗大ごみとして収集した布団類(300t)、不法投棄(100t)、衛生センターから排出されるし渣（100t）を含む。

(エ) 焼却施設の概要

施 設 名	北清掃工場	新港清掃工場
所 在 地	花見川区三角町 727－1	美浜区新港 226－1
公 称 能 力	570t／日	435t／日
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉

(オ) 有害ごみの処理

処 理 方 法	民間処理施設に搬入し、資源抽出後に無害化処理
---------	------------------------

(カ) 処分業許可業者の処理施設の概要

施設名	処理対象物	所在地	施設の種類	処理能力	処理方法等
シナネンエコワーク (株) 千葉リサイクルセンター	木くず	美浜区新港 2 2 3 - 9	破砕施設	300t/日	破砕 燃料チップ化 ボード用チップ化 製紙用チップ化
フルハシ EPO (株) 千葉リサイクルランド		中央区浜野町 1 2 1 6 - 6 8		480t/日	破砕 燃料チップ化 土壌改良用チップ化
市原清掃事業 (株)		中央区浜野町 1 0 2 5 - 1 7 9		14.96t/日	破砕 燃料チップ化
(株) グリーンアース 千葉キャピタルバイオマスセンター	樹木・枝葉・草	中央区生実町 2 6 6 2 - 1		552t/日	破砕 燃料チップ化 糞尿吸着材化 木質堆肥原料化
(株) 近藤商会	紙くず・ 家庭系廃パソコン・ 周辺機器・ 排出禁止物 の一部*1	花見川区千種町 2 5 9 - 8	破砕施設 圧縮施設	15t/日 54.3t/日	破砕 手解体 分別後圧縮
(株) 佐久間	紙くず	美浜区新港 2 3 2 - 3	圧縮施設 梱包施設	823.2t/日	圧縮 梱包
J & T 環境 (株) 千葉バイオガスセンター 千葉リサイクルセンター	生ごみ及び 厨芥類等	中央区川崎町 1 0 - 3	メタン発酵施設 ガス化溶融施設	60t/日 300t/日	メタン発酵 メタンガス化 精製合成ガス化 スラグ化

*1 廃ピアノ、廃電子オルガン、廃電子キーボード、廃耐火金庫（アスベスト含有製品除く）、廃浴槽、廃スキー板、廃サーフボード、廃スケートボード、廃ヘルメット、廃ボウリングの球、廃タイヤ、廃スプリング入りマットレスを対象とする。

イ 焼却残さ等の量、処理方法及び処理施設の概要

(ア) 処理量及び処理方法

(単位：t/年)

施設名	発生量		処理方式		処理量
新浜リサイクルセンター	破砕可燃残さ	8,800	ガス化溶融方式		8,800
	破砕不燃残さ	3,200			3,200
北 清 掃 工 場	灰	14,700	埋立	焼却灰	7,300
		1,800		飛灰固化物	7,200
新 港 清 掃 工 場	溶融スラグ	6,400	プラズマ溶融方式		6,400
	メタル	600			600
				ロータリーキルン方式(焼成)	2,000
				処理量合計	35,500

(イ) 処理施設の概要

施 設 名	新港清掃工場	J&T 環境株式会社	ツネイシカムテックス株式会社
所 在 地	美浜区新港 226-1	中央区川崎町 10-3	埼玉県大里郡寄居町 大字三ヶ山 250-1
処 理 能 力	36t/日	300t/日	316.52t/日
処 理 方 式	プラズマ溶融方式	ガス化溶融方式	ロータリーキルン方式 (焼成)

施 設 名	エコシステム千葉株式会社 (予定)	メルテック株式会社 (予定)
所 在 地	袖ヶ浦市長浦拓 1号 1-51	小山市大字梁 2333-29
処 理 能 力	840t/日	150t/日
処 理 方 式	ロータリーキルン式 焼却	ガス化溶融方式

(4) 最終処分計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処分内訳量

(単位：t/年)

一般廃棄物の種類	搬入者	処 理 量
不 燃 ご み	市 許可業者 排 出 者	700
溶融飛灰固化物	市	7,200
焼 却 残 さ	市	7,300
合 計		15,200

イ 埋立方法

処分場名	新内陸最終処分場
埋立方法	セル、サンドイッチ方式

ウ 最終処分場の概要

処分場名	新内陸最終処分場
所 在 地	若葉区
埋 立 面 積	82,800 m ²
埋 立 容 量	939,000 m ³

4 し尿・汚泥処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

千葉県全域

イ 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方法

(単位：kl／年)

一般廃棄物の種類	一般廃棄物の 量	収集回数	収 集 方 法
し 尿	4,500	概ね月 1 回	公共施設別及び各戸、事業所別収集方式
浄化槽汚泥	19,800	年 1 回以上	各戸収集方式

(2) 中間処理計画

ア 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(単位：kl／年)

一般廃棄物の種類	搬 入 者	処 理 量
し 尿	市（委託） 許 可 業 者	4,500
浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者	19,800

イ し尿・汚泥処理施設の概要

施 設 名	衛生センター
所 在 地	中央区村田町 893
処 理 方 式	前処理及び下水圧送（最大圧送量 180kl／日）

ウ 処理施設から発生するし渣の量及び処分方法

施 設 名	衛生センター
し 渣 の 量	100t／年
処 分 方 法	焼却（清掃工場）

附 則

この計画は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

ごみ減量のための「ちばルール」

平成 25 年 2 月

ごみ減量のためのちばルールの改正の背景及び意義

- (1) 千葉市では、雑がみの分別をはじめとした資源物の回収強化や、可燃ごみの収集体制の見直しなど様々な施策を行い、市民・事業者とともにごみの減量や再資源化に取り組んできた結果、焼却ごみはこれまで順調に削減してきたが、削減幅が年々縮小している等、今後のごみの減量に向け、さらなる施策の推進が必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 24 年 3 月、ごみの一層の減量と、安定かつ継続的なごみ処理体制の確立を目指し、「まだできる！ともに取組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンに、新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、焼却ごみの継続的な削減を図ることにより、3 清掃工場体制から 2 清掃工場体制への移行を実現し、古くなった清掃工場の建設費や維持管理費等を節減するとともに、その後の安定的なごみ処理を目指していくこととなった。

- (2) これらを実現していくためには、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、自ら進んでごみの減量・リサイクルの推進に役立つ環境に負荷をかけない行動を実践していくことが必要であり、そのため、平成 15 年 8 月に策定した、地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」「新聞販売店による新聞の自己回収」「行政による古紙や布類の拠点回収」の 5 つの施策を「第 1 ステップ」として展開してきたところである。

- (3) その結果、新聞販売店による回収や行政による古紙や布類の拠点回収が実現し、古紙等の回収量も増加するなど、再資源化における目的が一部達成され、一定の効果が上がってきているが、ちばルール策定後 9 年が経過していること、さらに、ごみ処理基本計画が新たに策定されたことなどから、現在の取組方針や課題を踏まえ、次の「第 2 ステップ」移行に向け、今回「ちばルール」を改正した。

- (4) 第 1 ステップにおいては、再資源化の効果が上がってきた一方で、発生抑制（リデュース）においては課題が残されていることから、今回の改正（第 2 ステップ）では、3 R の取組みの中で最優先に位置されている、ごみの「発生抑制」に重点を置き、市民・事業者・行政の三者がごみを出さない、かつ環境に負荷をかけない生活を意識付けることを目的に「第 1 ステップ」から一歩進めた行動指針を立てることで、さらなる資源循環型社会の実現を目指していくものである。

循環型社会形成推進基本法での「発生抑制」の位置付け

廃棄物の処理について、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位により対策を推進することが定められています。

これまで、3 R の取組みの進展、個別リサイクル法の整備等により、再生利用の推進が図られ、循環型社会の形成は着実に進展しました。

今後、さらなる循環型社会形成に向け、リサイクルよりも優先順位の高い 2 R（発生抑制、再使用）を推進させるとともに、使用済製品を原料として同一の種類の製品を製造する高度で高付加価値な水平リサイクルの普及などの施策を進めていきます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画での「発生抑制」の位置付け

千葉市においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、重点をおいた取り組みの推進について定めています。

排出抑制によるごみの減量を目指し、今後も3Rのうち優先されるべき発生抑制・再使用に重点を置いた取り組みを行い、排出抑制を推進することが第一に求められます。

市は、排出抑制に向けて、市民・事業者・市の3者それぞれが「ちばルール」に基づき行動することを従来から取り組んできましたが、この取り組みを今後も継続していきます。

また、市が必要な事業（動機づけ、サービス、情報提供）を推進していくことにより、ごみを出さない社会づくりを目指していきます。

さらに、排出抑制は、市民・地域・事業者が主体となり、ごみを出さない社会づくりを推進することが不可欠です。廃棄物適正化推進員やボランティア市民の活用など、市民・事業者・市がより協働し、ごみを出さない社会づくりを推進します。

第1ステップ 5つの施策事業実績

平成15年度より本市のごみの現状を踏まえ、減量とリサイクルを最も効果的に達成することを見込み、早期に実施すべき施策として、下記の5つの施策を第1ステップとして展開して参りました。

（施策1）レジ袋削減・簡易包装の推進

事業者との協定締結により、レジ袋や過剰包装によるごみの削減を推進しました。

【協定締結数】

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	36	40	43	51	50	51	50	51

（施策2）エコ製品取り扱いの拡大

事業者との協定締結により、環境負荷のかからないエコ製品の販売、生活への取り入れによるごみの削減を推進しました。

【協定締結数】

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	18	20	21	24	24	27	28	31

（施策3）事業者による廃プラスチック類の自己回収

事業者との協定締結により、廃プラスチック類（白色トレイ）の店頭回収による再資源化を促進しました。

【食品トレイ回収量】

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	19	22	24	26	26	29	30	33
回収量 (トン)	—	30.8	44.5	41.1	58.7	62.8	100.5	104.9

（施策４）新聞販売店による新聞の自己回収

事業者との協定締結により、新聞の再資源化を促進しました。

【新聞回収量】

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	2	2	2	2	3	3
回収量 (トン)	13,478	17,172	17,099	17,443	17,498	16,247

（施策５）行政による古紙や布類の拠点回収

行政による古紙の分別収集により、古紙の再資源化を促進しました。

- ・平成１６年 集団回収未実施地域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成１７年 ６か所に古紙回収庫を設置
中央区全域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成１８年 全市域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成１９年 ３か所に古紙回収庫を増設（累計９か所）
- ・平成２０年 ９か所に古紙回収庫を増設（累計１８か所）
- ・平成２１年 家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみを週３回から週２回、古紙・布類の回収を月２回から週１回に変更
２か所に古紙回収庫を増設（累計２０か所）

【古紙・布類回収量】

単位：トン

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
集団回収	25,736	25,943	25,300	24,315	22,866	20,355	18,555	17,639
拠点回収	158	706	4,105	8,893	9,627	14,232	17,215	18,037
古紙回収庫	－	45	106	149	168	185	180	168

資源循環型社会を構築する

～ 市民・事業者・市の行動指針（役割）を明確にし、
ごみの発生抑制（リデュース）の推進を宣言します ～

ごみ減量のためのちばルールの主体となる「市民・事業者・千葉市」の三者の行動指針を明確にすることで、「各自が自らの行動指針を確認し、ごみ減量・再資源化を推進すること」「他者の行動指針を理解し、連携することで相乗的なごみの減量・再資源化を推進すること」でちば型の資源循環型社会を構築していきます。

◇市民の行動指針◇

「家庭から排出するごみを削減します」

◇事業者の行動指針◇

「利用者（市民）が取組みに参加できる環境を提供します」

◇市の行動指針◇

「ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努めます」

【市民の行動指針】

◇ 家庭から排出するごみを削減します ◇

【市民の取組みの柱】

- 1 食品残渣の削減
- 2 リフューズ運動の推進
- 3 環境配慮（容器包装ダイエットされた）製品の購入
- 4 古紙・布類の分別
- 5 ちばルール協定事業者の店頭等に設置されている回収ボックスの活用
- 6 各種ツールを活用した不用品の有効活用
- 7 地域コミュニティによるごみ減量の推進

【具体的な取組事項の例示】

- 1 食品残渣の削減
 - ◆ 食べきれる量で調理、注文すること
 - ◆ 食品を無駄なく利用できるレシピを参考にすること
 - ◆ 冷蔵庫の食材の消費期限・在庫状況を確認し買い物をする
 - ◆ 生ごみの水切りをすること
 - ◆ 生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器を活用すること
- 2 リフューズ運動の推進
 - ◆ マイバッグ、マイボトル等を持参すること
 - ※ リフューズは「必要のない（ごみとなる）ものを断ること」です。
リフューズ（Refuse）の推進 = リデュース（Reduce）の推進
- 3 環境配慮（容器包装ダイエットされた）製品の購入
 - ◆ 購入した商品の過剰な包装は断ること
 - ◆ 詰替製品を購入すること
 - ◆ リターナブル容器（繰り返し使える容器）を使用した製品を購入すること

取組事例 1～3 による効果

効 果	「可燃ごみ」の中の「生ごみ（食品等）」、プラスチック製容器包装（レジ袋、ボトル等）」を減量することができます。
-----	---

- 4 古紙・布類の分別
 - ◆ 古紙を「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」に分別すること
 - ◆ 再使用できる衣類を資源として出すこと
- 5 ちばルール協定事業者の店頭等に設置されている回収ボックスの活用
 - ◆ 食品トレイ、紙パック、びん、缶、ペットボトル、使用済小型家電製品等を回収ボックスへ出すこと

取組事例 4～5 による効果

効 果	「資源物（古紙・布類）」、「容器包装（食品トレイ、ペットボトル、びん、缶、紙パック）」、「使用済小型家電製品（レアメタル）」を分別することで「可燃ごみ・不燃ごみ」が減量し、「再資源化」を促進することができます。
-----	---

6 各種ツールを活用した不用品の有効活用

- ◆ インターネットオークション、リサイクルショップ、フリーマーケットなどを利用すること

効 果	不要になったものを提供するなど、「再使用」を推進することで「可燃ごみ・不燃ごみ」を減量することができます。
-----	---

7 地域コミュニティによるごみの減量

- ◆ 廃棄物適正化推進員を中心に自治会でごみを減量に関する活動をする
- ◆ 近隣の自治会等の団体同士で意見や情報を交換し、連携してごみの減量に関する活動をする

効 果	地域における活動を住民へ広げることで意識の高揚が図られます。
-----	--------------------------------

【事業者の行動指針】

◇ 利用者（市民）が取組みに参加できる環境を提供します ◇

【事業者の取組みの柱】

- 1 レジ袋等の容器包装の削減
- 2 簡易包装の促進
- 3 環境配慮製品の取扱拡大
- 4 食品残渣の削減
- 5 店頭等における資源物の自己回収の促進
- 6 ごみ削減施策等の情報発信
- 7 事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

【具体的な取組事項の例示】

- 1 レジ袋等の容器包装の削減
 - ◆ マイバッグ、マイボトル持参者への特典制度を導入すること
 - ◆ レジ袋の代用として資源物となる段ボールなどを提供すること
 - ◆ レジ袋の無料配布を廃止すること
- 2 簡易包装の促進
 - ◆ 簡易包装を推進すること
 - ◆ ノントレイを推進すること
 - ◆ 軽量化、薄肉化した容器包装を使用すること
- 3 環境配慮製品の取扱拡大
 - ◆ 詰替製品の取扱いを推進すること
 - ◆ リターナブル容器製品の取扱いを推進すること

4 食品残渣の削減

- ◆ 食べきった利用者への特典制度を導入すること
- ◆ 食べきりを推進するメニュー、サイズ等を導入すること
- ◆ 食べ残した食品の持ち帰り制度の導入すること
- ◆ ばら売りの実施を推進すること
- ◆ 使い捨て容器の使用を控えること

取組事例 1～4 による効果

効 果	市民が「可燃ごみ」として排出する「プラスチック製容器包装（レジ袋、食品トレイ、ボトル等）」、「生ごみ（食品等）」が削減されます。
-----	--

5 店頭等における資源物の自己回収の促進

- ◆ 食品トレイ、紙パック、びん、缶、ペットボトル、使用済小型家電製品等の回収を推進すること
- ◆ 購読済みの新聞を回収し、再資源化を推進すること

効 果	「容器包装（食品トレイ、ペットボトル、びん、缶、紙パック）」、「使用済小型家電製品（レアメタル）」、「古紙（新聞）」の再資源化を実施することで市民が排出する「可燃ごみ・不燃ごみ」が削減されます。
-----	---

6 ごみ削減施策等の情報発信

- ◆ 市の広報物の設置、ポスター等の掲示、店内アナウンスなどの呼び掛け

効 果	市と連携した情報発信を実施することで市民のごみ減量・再資源化に対する意識の高揚が図られます。
-----	--

7 事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

- ◆ 業界団体や商工会等の組織団体での情報提供・意見交換をすること
- ◆ 事業者の共同による資源回収を推進すること

効 果	ごみ減量・再資源化の情報を共有することで事業者での取り組みの底上げを図り、共同した資源回収を実施することで再資源化の促進が図られます。
-----	---

【市の行動指針】

◇ ごみ減量・再資源化を促進する環境づくりに努めます ◇

【市の行動指針の柱】

- 1 容器包装削減の推進
- 2 食品残渣削減の推進
- 3 事業者による新聞の自己回収
- 4 事業者による容器包装の自己回収
- 5 事業者による使用済小型家電製品等の自己回収
- 6 市民・事業者の各種諸団体の活動への支援

【市が展開する施策】

1 容器包装削減の推進

- ◆ 容器包装の削減に取り組む事業者との協定締結を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

2 食品残渣削減の推進

- ◆ 食品残渣の削減に取り組む事業者と協定を締結すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民の生ごみ減量補助制度の利用を促すこと。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

施策1～2を展開する目的

目 的	事業者によるリデュース、市民によるリデュース・リフューズを促進し、ごみの減量の推進を図ります。
-----	---

3 事業者による新聞の自己回収

- ◆ 新聞の自己回収に取り組む事業者との協定を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

目 的	行政回収を平行して事業者の自己回収を促進することで再資源化ルート拡大を図り、廃棄物から資源物への転換を図ります。
-----	--

4 事業者による容器包装の自己回収

- ◆ 容器包装の自己回収に取り組む事業者との協定を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の自己回収に伴う課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

5 事業者による使用済小型家電製品等の自己回収

- ◆ 使用済小型家電製品等の自己回収に取り組む事業者と協定を締結すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の自己回収に伴う課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

施策4～5を展開する目的

目 的	行政回収を検討する中で事業者の自己回収を促進することで市民の再資源化ルートを確保し、廃棄物から資源物への転換を図ります。
-----	--

6 市民・事業者の各種諸団体における活動の推進

- ◆ 地域コミュニティ（自治会等）におけるごみ減量の活動へ支援すること。
- ◆ 市民団体におけるごみ減量の活動へ支援すること。
- ◆ 業界団体、商工会等の諸団体におけるごみ減量の活動へ支援すること。

目 的

各種諸団体の活動を促進することで市民・事業者への相乗効果を図ります。

第2ステップにおける三者の将来像（あるべき姿）

ごみ減量のためのちばルールの主体たる三者（市民・事業者・市）がそれぞれの行動指針を推進し、目標とすべき将来像へ近づくことが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標達成につながります。

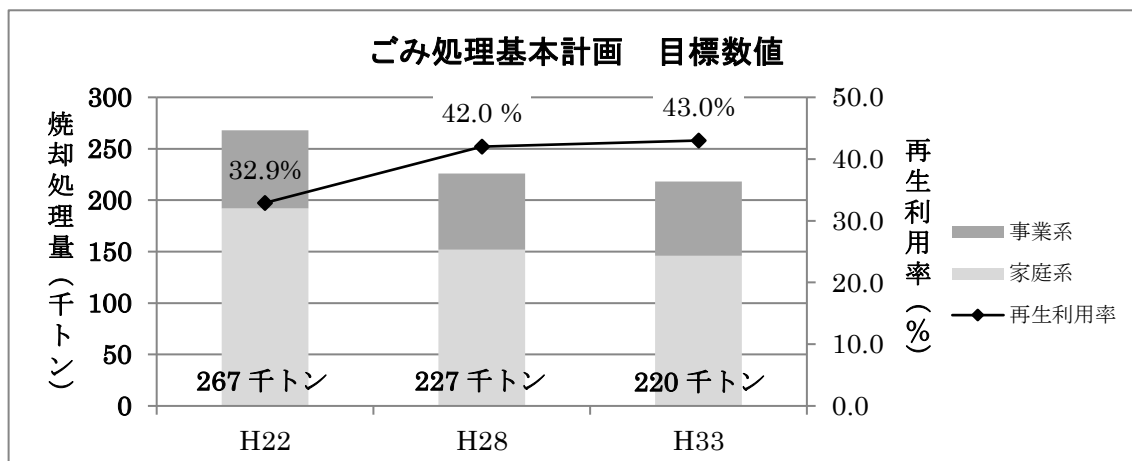
ごみ減量のためのちばルールにおける三者の行動指針

市民・事業者・市の行動指針の推進

ごみ減量のためのちばルールにおける三者の将来像

市 民	◆環境に配慮した消費活動に取り組む市民 ◆家庭において自主的・積極的にごみ減量に取り組む市民 ◆コミュニティにおいて地域特性に合った活動に取り組む市民
事業者	◆環境に配慮した事業活動に取り組む事業者 ◆事業間ネットワークを活用した取り組みを推進する事業者 ◆自らが排出する廃棄物を減量する事業者
市	◆市民、地域コミュニティの活動を支える千葉市 ◆事業者、諸団体の活動を支える千葉市 ◆自らが排出する廃棄物を減量する千葉市

将来像に近づくことがごみ処理基本計画の達成につながります！



ごみ減量のための「ちばルール」

平成 15 年 8 月

1 ごみ減量のための「ちばルール」の策定の背景

- (1) 廃棄物行政は、これまでの大量生産、大量消費、使い捨て社会から資源循環型社会の形成に向けて、大きく変貌してきており、国においても循環型社会形成推進基本法の制定や、平成 16 年 4 月には自動車リサイクル法の施行が予定されるなど、資源循環型社会の形成に向けた各種の制度が整備されてきている。このような中で、千葉市のごみの総収集量は、平成元年度をピークに減少傾向にあったが、平成 8 年度から再び増加に転じ、平成 12 年度には、約 39 万 7 千トンと過去最高の数値を記録し、さらに、平成 14 年度には、約 40 万 8 千トンに至り、増加傾向にある。こうしたことは、大量生産、大量消費、大量廃棄をする社会構造からまだ脱却できない実情を物語るものであり、ダイオキシンなどによる環境汚染が明らかにされるに従い、市民の生活環境の悪化への懸念も高まってきており、地球環境や地域環境を保全し、ごみの減量・リサイクルの進展を実感できるようになるためには、これまでの無秩序な製造・販売、消費、廃棄の形態を見直し、根底から改めていく必要がある。
- (2) このような状況のもと、本市では、平成 14 年 3 月「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定し、その中で『リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ 1 人 1 日ごみ 150 g 減量をめざして』を掲げ、市民、事業者、行政（千葉市）の三者が、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があることなどを基本方針として定めた。また、ごみは資源であるとの認識に立ち、ごみの再生利用率を平成 23 年度には、35%に引き上げるなどの定量的な計画目標も設定している。この計画目標を実現していくためには、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、自ら進んでごみの減量・リサイクルの推進に役立つ環境に負荷をかけない行動を実践していくことができるよう、それぞれの取り組むべき行動指針を策定することが必要であり、また、資源循環型社会の構築のための施策 29 項目の 1 つとして、本市の地域特性を踏まえた「ちば型」のごみ減量・再資源化の促進と環境への負荷低減に資する行動指針となる「ちばルール」づくりが謳われている。
- (3) そこで、本市になじむ「ちば型」の資源循環型社会を実現するため、市民をはじめ、製造や販売の事業者、オフィス事務所等の事業者並びに有識者で構成する「ごみ減量ちばルールづくり懇話会」を設置し、実効性の高い「ちばルール」づくりを行い、自発的・発展的な資源循環型社会システムをつくりあげることとした。平成 14 年 6 月、第 1 回懇話会が開催され、「ちば型」の資源循環型社会の実現に向けたごみ減量・再資源化のための行動指針である「ちばルール」づくりのための協議が行われ、これまで 6 回にわたる協議を重ね、このたび「ちばルール」を取りまとめ、さる 7 月 16 日、懇話会から最終報告書が千葉市長に提出されたところである。
- (4) この報告書によれば、資源循環型社会は、短期間に、また、容易に実現できるものではなく、千葉市においては、今後早期に、資源循環型社会を構築するため、その第一歩として、ごみの減量やリサイクルに最も効果的と思われる「ルール事業ステップ 1」へ取り組み、さらに、ステップ 1 の浸透度や達成度について、管理目標に照らし常に評価を行いながら、次の「ステップ 2」へと、より段階を高めた取組みに進めるなど、「ちば型」の資源循環型社会の実現に向け、事業の着実な展開を図ることが求められている。

2 ごみ減量のための「ちばルール」の意義

これまでの廃棄物行政は、排出された「ごみ処理対策」に重点が置かれてきたため、消費者である市民にごみがつけ回され、地域環境にとっても大きな負担となってきた。

資源循環型社会の担い手は、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者であり、それぞれの役割と責任を認識しあうことによって、自主的な取り組みや、相互の協力と連携の強化を図っていかなければならない。そして、これまで「ごみ処理対策」に主眼が置かれていたため、必ずしも有効でなかった「ごみ対策」を、市民や事業者が、自主的・積極的に「ごみの発生抑制」や「リサイクル活動」に取り組むことを通じて、生産段階にまでその影響を与え、資源循環型社会の実現に向けた第一歩として推進できるよう、この「ちばルール」を展開すべきものと考えます。

また、行政として千葉市には、地域環境の管理を付託されているという重要な役割を十分に発揮できるよう、ごみの発生から処理に至る廃棄物管理事業を再構築していくことが必要である。

そこで、製造・販売等を行う事業者、消費者たる市民とごみ排出事業者、そして、行政たる本市には、「資源循環型社会の貢献者」となるための行動指針としてのルールをつくりあげ、そのルールを市民に普及・啓発を行い、定着させていくことが求められている。

3 ごみ減量のための「ちばルール」

資源循環型社会を築く担い手は、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者であり、それぞれの役割と責任のもと、自主的な取り組みや相互の連携と協力を深め、千葉市の地域特性を踏まえた本市になじむ「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高い「ちばルール」を確立し、自発的・発展的な資源循環型社会システムを構築しようとするものである。

この「ちばルール」は、法的な規制による強制力を伴わない自主ルールとして定めることとし、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、協働して取り組んでいくべき行動指針となるものである。

すなわち、消費者である市民一人ひとりが、グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）としての自主的・積極的な活動を行い、一方、事業者もごみの発生抑制やリサイクル活動の重要性を十分に認識し、事業活動に努めるなど、両者が自主的・積極的に取り組むことを通じて、「廃棄物の発生抑制」につなげ、たとえ、環境に負荷のかかる商品づくりを行っても、消費者には、敬遠されるのだという気運を盛り上げ、生産段階にまで、影響を与えることができるものである。

従って、資源循環型社会の貢献者として、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が連携を図りながら、自主的・積極的に取り組みを続けていくことが肝要である。

（１）「ルール１」発生抑制（リデュース Reduce）

すべての市民が、容器・包装など ごみ減量の機会が得られるようにする。

これは、ごみの発生抑制を進めるため、事業者は、環境に負荷をかけない商品の販売を行い、一方、市民は、ごみを増やさない買い物をしたり、環境に負荷をかけない生活をするといういわゆる「グリーンコンシューマー」として行動するというように、それぞれの立場で協力しあうものである。

＜行動指針＞

ア 市民

（ア）ごみを増やさない買い物をする。

- ・ 買い物袋を常時携帯して、買い物をする。
- ・ レジ袋の使用を減らす。
- ・ 過剰な包装は、断る。
- ・ 簡易な包装やノー包装の商品を選んで買う。
- ・ 繰り返し使える容器に入った商品を選んで買う。
- ・ 詰め替え商品や濃縮されたコンパクトな商品を選んで買う。

- ・ 使い捨てでない長期間使用できる商品を選んで買う。
- ・ 料理材料は、買いすぎない。

(イ) 環境に負荷をかけない生活をする。

- ・ 不必要なカタログ、チラシなどは、もらわない。
- ・ 料理を余分に作らず、食べ残しをなくす。
- ・ 食品の品質表示や期限表示を小まめにチェックする。
- ・ 家族ぐるみでごみ減量の工夫をする。

イ 事業者

(ア) 環境に負荷をかけない商品の販売をする。

- ・ ノーレジ袋デーを設け推進する。
- ・ レジ袋辞退者への特典制度の導入を検討する。
- ・ レジ袋の有料制の導入を検討する。
- ・ 過剰な包装を自粛し、簡易包装やノー包装を推進する。
- ・ ばら売りや量り売りの商品の販売を促進する。
- ・ 詰め替えの商品や繰り返し使用できる商品の販売を促進する。
- ・ エコマーク商品やグリーンマーク商品等の環境ラベル付き商品の販売を促進する。
- ・ 減量やリサイクルに適した商品のPRや販売をする。
- ・ 過剰なダイレクトメールをやめる。
- ・ 販売管理の徹底により、賞味期限切れや売れ残り商品の廃棄を減らす。

(2)「ルール2」再使用（リユース Reuse）

すべての市民が、ものの再使用の機会が得られるようにする。

これは、物を何度も繰り返し使用することにより、ごみの発生抑制を進めるため、事業者は、商品の修理体制を充実し、一方、市民は、自分にとって不用となり、まだ使える物は必要とする人に譲ったり、故障したときは修理して使うなど、それぞれの立場で協力しあうものである。

<行動指針>

ア 市民

(ア) ものの再生・再使用をする。

- ・ 不用になり、まだ使えるものは、必要とする人に譲るなど再利用する。
- ・ 着なくなった衣類は、必要とする人に譲ったり、フリーマーケットに出す。
- ・ 地域や学校等でフリーマーケットを開催する。
- ・ 故障したときは、修理して使う。
- ・ 再生品を進んで買う。

イ 事業者

(ア) ものの再使用に努め、ごみを減らす。

- ・ 衣類、本、パソコン等の中古品の引き取りや販売をする。
- ・ 運搬材や包装材は、再使用できるものを使う。
- ・ 容器のリターナブル化の促進やデポジット制の導入を検討する。
- ・ 製品故障時の修理体制を整備する。

(イ) 再生品を使用する。

- ・ 再生紙などの再生品の使用を推進する。

(3)「ルール3」再生利用（リサイクル Recycle）

すべての市民が、資源物の回収の機会が得られるようにする。

これは、物を再生資源に戻すため、事業者は、資源回収を行い、一方、市民は、再生できるものは、仕分けして出すなど、市民と事業者がそれぞれの立場で協力しあうものである。

<行動指針>

ア 市民

(ア) 再生利用できるものは、資源回収に出す。

- ・ 空き缶、空き瓶、ペットボトルは、資源物回収に出す。
- ・ 食品トレイや紙パックは、店頭回収に出す。
- ・ 新聞、雑誌等の古紙や古布は、集団回収に出す。
- ・ 地域や学校で集団回収をする。
- ・ 新聞は、販売店回収に出す。
- ・ 生ごみの減量やリサイクルをする。

イ 事業者

(ア) 再資源化に努め、ごみを減らす。

- ・ 食品トレイや紙パックは、店頭回収をする。
- ・ 新聞は、販売店回収に努める。
- ・ 小規模事業所（ＳＯＨＯ）で共同して資源回収に努める。

(４) 資源循環型社会を実現するための千葉市の責務

ア 家庭系ごみの排出抑制へ支援する。

- ・ マイバッグ協力店制度の拡充に努める。
- ・ ノーレジ袋運動に協力と支援をする。
- ・ ごみの減量やリサイクルなどの環境教育や市民への情報提供に努める。
- ・ ごみの減量や再資源化に貢献した市民や団体等に対する表彰制度を創設する。
- ・ 新聞、雑誌などの古紙の拠点回収を検討する。
- ・ 家庭用生ごみ処理機器の購入への支援を促進する。
- ・ 生ごみ処理機器の利用方法等の相談窓口の設置を検討する。

イ 事業系ごみの排出抑制へ支援する。

- ・ 小規模事業所（ＳＯＨＯ）で共同して行う資源回収に支援する。
- ・ 資源化のモデル事業づくりへ支援する。
- ・ 資源化ルートに関する情報の提供に努める。
- ・ ごみの減量や再資源化に貢献した事業者に対する表彰制度を創設する。
- ・ 環境に負荷をかけない製造や販売に取り組む事業者を優良店として認定したり、ＰＲをする。

る。

ウ 資源循環型社会構築のために取り組む。

- ・ ちばルール の定着に努める。
- ・ 市の施策として、拡大生産者責任に基づく制度の確立に努める。
- ・ 庁内のグリーン購入を徹底する。

４ ちばルール の施策の展開

ごみ減量のための「ちばルール」として、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、それぞれ取り組むべき行動指針を示したが、本市のごみの現状を踏まえ、減量とリサイクルを最も効果的に達成することが見込まれ、かつ、早期に実施すべき施策として、次の５つの施策を第１ステップとして発展する。

(１) レジ袋削減・簡易包装の推進

本事業は、ごみの発生抑制の観点から、レジ袋や過剰包装によるごみを少しでも削減しようとするものである。

市の取り組み

- ・ 容器・包装ごみの発生抑制を進めるため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をＰＲする。
- ・ 取組店舗の拡充を図る。
- ・ マイバッグコンテストを開催する。

- ・ ノーレジ袋デーを設定する。
- ・ レジ袋削減・簡易包装協力者への表彰制度を導入する。

（２）エコ製品取り扱いの拡大

本事業は、環境負荷のかからないエコ製品を販売したり、生活に取り入れることにより、ごみの発生抑制を進めようとするものである。

市の取組み

- ・ 再生品使用を促進させるため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をＰＲする。
- ・ 取扱店舗及び品目の拡充を図る。
- ・ エコ製品販売店への表彰制度を導入する。
- ・ エコ製品購入者への特典制度を導入する。

（３）事業者による廃プラスチック類の自己回収

本事業は、廃プラスチック類の店頭回収の促進を図り、かつ、市民に協力をしてもらい、ごみの発生抑制に努めようとするものである。

市の取組み

- ・ 廃プラスチック類の資源化を促進するため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をＰＲする。
- ・ 実施店舗の拡充を図る。
- ・ 協力店への表彰制度を導入する。

（４）新聞販売店による新聞の自己回収

本事業は、ごみの発生抑制のため、新聞の販売店回収の拡大を図り、未回収店をなくしていこうとするものである。

市の取組み

- ・ 新聞の自己回収を促進するため、新聞販売店と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店をＰＲする。
- ・ 回収実施店の拡充を図る。
- ・ 協力店への表彰制度を導入する。

（５）行政による古紙や布類の拠点回収

本事業は、地域団体等による集団回収方式が、人手などの関係で未実施の地域について、これを補完するため、拠点（ステーション）を利用した回収方式を導入するものである。

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)

第 2 章 廃棄物の減量

第 1 節 市の廃棄物の減量(第 11 条・第 12 条)

第 2 節 事業者の廃棄物の減量(第 13 条—第 15 条)

第 3 節 市民の廃棄物の減量(第 16 条・第 17 条)

第 3 章 廃棄物の適正処理(第 18 条—第 28 条)

第 4 章 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理(第 29 条—第 37 条)

第 5 章 地域の清潔の保持等(第 38 条—第 40 条)

第 6 章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
(第 41 条—第 44 条)

第 7 章 技術管理者の資格(第 45 条)

第 8 章 手数料等(第 46 条—第 48 条)

第 9 章 雑則(第 49 条—第 52 条)

第 10 章 罰則(第 53 条—第 55 条)

附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で快適な生活を確保するためには、廃棄物の発生を可能な限り抑制し、その再利用の徹底を図り、資源循環型社会を実現することが必要であることにかんがみ、千葉市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正処理に関する情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。
(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量及び適正処理に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市の施策に協力しなければならない。
(市民の参加及び協力)

第 6 条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施にあたっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動への支援)

第 7 条 市長は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 8 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進す

るものとする。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。
(廃棄物減量等推進審議会)

第9条 廃棄物の減量及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、審議するため、千葉市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市議会議員

- 4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(廃棄物適正化推進員)

第10条 市長は、社会的信望があり、かつ、廃棄物の減量及び一般廃棄物の適正処理の推進に関し熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物適正化推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物適正化推進員は、廃棄物の減量及び一般廃棄物の適正処理に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

第2章 廃棄物の減量

第1節 市の廃棄物の減量

(市が行う廃棄物の減量)

第11条 市は、資源物(市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。)の収集、廃棄物の処理施設における資源の回収等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市長その他の市の機関は、できるだけ再生品を使用するとともに、市の施設に排出される廃棄物を適正に分別し、その再利用等を図ることにより、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源回収事業者への協力要請及び支援)

第12条 市長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を要請するとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第2節 事業者の廃棄物の減量

(事業系廃棄物の減量)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の自己評価等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法について情報の提供を行うこと等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(適正包装等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は、その返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3節 市民の廃棄物の減量

(自主的行動)

第16条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(商品の選択)

第17条 市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃

棄物の減量に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第 3 章 廃棄物の適正処理

（土地占有者等の自己処分の原則）

第 18 条 土地又は建築物の占有者及び使用者（事業者を除き、占有者及び使用者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、容易に処分できる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するように努めなければならない。

（事業者の自己処理責任）

第 19 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら適正に処理しなければならない。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第 20 条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条及び第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

（廃棄物の排出）

第 20 条の 2 占有者等は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

（改善勧告及び命令等）

第 20 条の 3 市長は、占有者等が前条第 1 項の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従わずに家庭系廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市長は、事業者が前条第 2 項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

5 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令を受けた日から 1 年以内に、前条第 2 項の規定に違反して事業系一般廃棄物を排出したときは、規則で定めるところ

により、その旨を公表することができる。

（指定排出物の収集又は運搬の禁止等）

第 20 条の 4 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された家庭系廃棄物のうち、市長が指定するもの（以下「指定排出物」という。）の収集又は運搬をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3 市長は、第 1 項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

4 市長は、第 2 項又は前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

（市の行う事業系廃棄物の処理）

第 21 条 市は、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、事業系一般廃棄物の収集、

運搬及び処分を行うものとする。

2 法第 11 条第 2 項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市長が別に定めて告示する。

（事業者の中間処理等）

第 22 条 事業者は、事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分

離、脱水等の処理を行うことにより、その減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を適正に分別して排出するよう努めなければならない。

（処理技術の開発）

第 23 条 事業者は、事業系廃棄物の適正処理について、自ら又は共同して技術開発の推進に努めなければならない。

（処理困難性の自己評価等）

第 24 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないようにしなければならない。
(適正処理困難物の指定等)

第 25 条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合において、市におけるその適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。
2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その適正処理困難物の回収等の措置を講ずるよう要請することができる。
(排出禁止物)

第 26 条 占有者等及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、特別管理一般廃棄物に指定されている物及び有毒性物質を含む物、危険性のある物、著しく悪臭を発する物、容積又は重量の著しく大きい物その他の市の行う処理に著しい支障を及ぼす物で規則で定めるものを排出してはならない。
2 占有者等及び事業者は、前項に規定する一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(事業系一般廃棄物管理票)

第 27 条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃運搬業者」という。)に対し、同項に規定する事業系一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
3 受託一廃運搬業者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。
4 市長は、事業者が第 1 項に規定する事業系一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託一廃運搬業者が前項に規定する事業系一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。
(事業系一般廃棄物の受入拒否)
第 28 条 事業者(受託一廃運搬業者を含む。)は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。
2 市長は、前項の事業者が同項の規定により定められた受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第 4 章 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

(事業用建築物の所有者等の減量義務等)
第 29 条 事業用の建築物の所有者は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正処理をしなければならない。
2 事業用の建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量及び適正処理に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。
(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)
第 30 条 事業用の建築物で規則で定めるものを所有する者又は建設しようとする者(以下「事業用建築物の所有者等」という。)は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。
(廃棄物管理責任者)
第 31 条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者及び事業所のうち事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所として規則で定める事業所(第 36 条において「事業系一般廃棄物多量排出事業所」という。)の事業者(事業用大規模建築物内において事業を営む者を除く。以下「事業系一般廃棄物多量排出事業者」という。)は、当該建築物又は当該事業所から排出される事業系廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。
(減量計画書)
第 32 条 事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者は、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の減量に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
(再利用の対象となる事業系廃棄物の保管場所の設置)

第 33 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
(改善勧告)

第 34 条 市長は、事業用建築物の所有者等が第 30 条の規定に違反していると認めるとき、事業用大規模建築物の所有者若しくは事業系一般廃棄物多量排出事業者が第 31 条若しくは第 32 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用建築物の所有者等、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該事業系一般廃棄物多量排出事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(公表)

第 35 条 市長は、前条の規定により勧告をした場合において、当該事業用建築物の所有者等、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該事業系一般廃棄物多量排出事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。
(受入拒否)

第 36 条 市長は、事業用建築物の所有者等、事業用大規模建築物の所有者若しくは事業系一般廃棄物多量排出事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 34 条の規定による勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業用建築物、当該事業用大規模建築物又は当該事業系一般廃棄物多量排出事業所から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。
(開発事業に関する事前協議)

第 37 条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定にあたっては、当該開発事業の完了後に当該事業区域から生ずる廃棄物を適正処理する方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 5 章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持)

第 38 条 何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。
(飲料容器等の散乱防止)

第 39 条 容器入り飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、飲料容器等の散乱を防止するため、市民がその容器を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、回収に応ずるよう努めなければならない。

2 容器入り飲料等の自動販売機の所有者又は管理者は、その飲料容器等を分別し、回収するための専用容器を設置するよう努めなければならない。
(空き地の管理)

第 40 条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないようその適正な管理に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第 6 章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設の種類)

第 41 条 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による同条第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。
(報告書等の縦覧)

第 42 条 市長は、法第 9 条の 3 第 1 項に規定する法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、規則で定める事項を告示するとともに、当該告示の日から 1 月間、市長が指定する場所において報告書その他必要と認める書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第 43 条 前条の規定による告示があったときは、施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に対して生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(準用)

第 44 条 前 3 条の規定は、法第 9 条の 3 第 9 項において準用する同条第 2 項の規定による縦覧及び意見書を提出する機会の付与について準用する。

第 7 章 技術管理者の資格

(技術管理者の資格)

第 45 条 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に規定する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同
- じ。)
- 又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)
- 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)
- 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校の理学、薬

学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)- 若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)
- 後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)- 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)
- 後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 市長の指定する講習を修了した者

第 8 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 46 条 市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合に徴収する手数料の額は、別表第 1 に定めるところにより算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると認める場合は、前項の手数料の額にその 100 分の 50 を超えない範囲内において規則で定める額を加算することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般廃棄物のうち家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ又は粗大ごみを市が収集し、運搬し、及び処分する場合に徴収する手数料の額は、別表第 2 のとおりとする。

4 前 3 項の手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。(手数料の減免)

第 47 条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

（産業廃棄物処分費用）

第 48 条 法第 13 条第 2 項の規定に基づき市が産業廃棄物を処分する場合に徴収する費用は、別表第 3 に定めるところにより算出した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 市長は、産業廃棄物の処分に特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると認める場合は、前項の費用の額にその 100 分の 50 を超えない範囲内において規則で定める額を加算することができる。

第 9 章 雑則

（報告の徴収等）

第 49 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

第 50 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（千葉市行政手続条例の適用除外）

第 51 条 第 20 条の 4 第 2 項の規定による命令については、千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）第 3 章の規定は、適用しない。

（委任）

第 52 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 章 罰則

第 53 条 第 20 条の 4 第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第 55 条 第 20 条の 3 第 2 項又は第 4 項の規定による命令を受けた日から 1 年以内に、第 20 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者は、2 千円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条及び第 4 章の規定は、

公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 5 年規則第 64 号で附則第 1 項ただし書の規定は平成 5 年 9 月 25 日から施行）

（千葉市廃棄物処理対策審議会設置条例の廃止）

2 千葉市廃棄物処理対策審議会設置条例（昭和 46 年千葉市条例第 59 号）は、廃止する。（経過措置）

3 この条例による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬若しくは処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬若しくは処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 2 日条例第 41 号）

この条例は、千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 23 日条例第 16 号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 5 章の次に 1 章を加える改正規定は同年 6 月 17 日から、第 41 条第 1 項、第 43 条及び第 44 条の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第45条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集、運搬又は処分の申込みを受けた場合の手数料について適用する。(経過措置)
- 3 改正後の条例第45条第1項及び第47条の規定は、平成10年4月1日以後の廃棄物の収集、運搬若しくは処分に係る手数料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬若しくは処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第48条の規定は、平成10年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成12年3月21日条例第30号)
 - 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成12年12月19日条例第63号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成18年12月19日条例第54号)
 - 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、
公布の日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに産業廃棄物の処分に係る費用(以下この項において「一般廃棄物処理手数料等」という。))について適用し、同日前の一般廃棄物処理手数料等については、なお従前の例による。
 - 3 改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた場合の手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた場合の手数料については、なお従前の例による。
附 則(平成22年9月8日条例第90号)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条の次に3条を加える改正規定(第20条の2及び第20条の4第1項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成23年3月8日条例第15号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成24年12月19日条例第85号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成25年3月19日条例第15号)
 - 1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年12月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の第46条第2項(可燃ごみ及び不燃ごみに係る部分に限る。)並びに別表第2の可燃ごみの項及び不燃ごみの項に規定する手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
附 則(平成25年12月19日条例第41号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(一般廃棄物処理手数料の経過措置)- 13 第23条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第46条第1項の規定は、適用日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、適用日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
(産業廃棄物処分費用の経過措置)
- 14 第23条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第48条の規定は、適用日以後の産業廃棄物の処分に係る処分費用について適用し、適用日前の産業廃棄物の処分に係る処分費用については、なお従前の例による。
附 則(平成27年12月21日条例第78号)
 - 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の第46条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第 48 条第 2 項及び別表第 3 の規定は、施行日以後の産業廃棄物の処分に係る費用について適用し、施行日前の産業廃棄物の処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 19 日条例第 40 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 8 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条から第 6 条まで及び第 16 条の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(一般廃棄物処理手数料の経過措置)

- 7 第 16 条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 46 条第 1 項の規定は、適用日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、適用日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(産業廃棄物処分費用の経過措置)

- 8 第 16 条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 48 条第 1 項の規定は、適用日以後の産業廃棄物の処分に係る処分費用について適用し、適用日前の産業廃棄物の処分に係る処分費用については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 2 可燃ごみの項の改正規定は同年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 2 可燃ごみの項に規定する手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
し 尿	(1) 次に掲げる場合は、定額制とする。 (ア) 世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭で月 1 回収集のもの	人員割 1 人につき 1 回180円 回数料金 1 回350円 人員割及び回数料金ともに 1 回目の額と同様 1 リットルまでごとに 8 円
	(イ) (ア) の家庭で月 2 回以上収集する必要があるとき。 (2) 特殊トイレ、事業所等及び一般家庭で前号の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと市長が認めるときは、従量制とする。 (3) 前 2 号のほか、車両の通行が著しく困難なため、ホースを 40 メートル以上使用して収集する場合の加算料金	ホース20メートル (1 本) 増すごとに 50 円
動物の死体	(1) 市長の指定する処理施設へ搬入するとき。 (2) 市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき 500 円 1 個につき 1,000 円
	(1) 市が収集し、運搬し、及び処分するとき(家庭から排出される粗大ごみを除く。)。ただし、家庭から排出される一般廃棄物については、排出量が常時 1 日平均10キログラム以上又は一時に200キログラム以上である場合に限る。 (2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと市長が認めるとき。	10キログラムまでごとに 470 円 1 立方メートルまでごとに 9,400 円
その他の一般廃棄物	(1) 市長の指定する処理施設へ搬入するとき。 (2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと市長が認めるとき。	10キログラムまでごとに 270 円 1 立方メートルまでごとに 5,400 円

別表第 2

種 別	手 数 料
可燃ごみ	市長が指定する袋(以下「指定袋」という。)であって、容量が45リットル相当のもの1枚につき 36 円
	指定袋であって、容量が30リットル相当のもの1枚につき 24 円
	指定袋であって、容量が20リットル相当のもの1枚につき 16 円
	指定袋であって、容量が10リットル相当のもの1枚につき 8 円
	指定袋であって、容量が5リットル相当のもの1枚につき 4 円
不燃ごみ	指定袋であって、容量が20リットル相当のもの1枚につき 16 円
	指定袋であって、容量が10リットル相当のもの1枚につき 8 円
粗大ごみ	1キログラムにつき 36 円を基準として品目別に規則で定める額

別表第 3

取 扱 区 分	費 用
(1) 第 21 条第 2 項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	1 0 キログラムまでごとに 270円
(2) 前号の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと市長が認めるとき。	1 立方メートルまでごとに 5, 400円

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(会長及び副会長)

第3条 条例第9条第1項に規定する千葉市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第4条の2 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、当該部会の会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 第3条第3項の規定は、副部会長について準用する。

6 前条第1項及び第2項の規定は、部会について準用する。

(一般廃棄物の排出方法等)

第5条 市民及び事業者は、自ら処分しない一般廃棄物については、分別し所定の容器に収納する等市長が別に定めるところにより、当該一般廃棄物を適正に排出するようしなければならない。

(勧告)

第5条の2 条例第20条の3第1項又は第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第1号)により行うものとする。

(命令)

第5条の3 条例第20条の3第2項又は第4項の規定による命令は、命令書(様式第1号の2)により行うものとする。

(公表)

第5条の4 条例第20条の3第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について公告その他適当な方法により行うものとする。

(1) 違反者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 違反の日時及び場所

(3) 違反の内容

(4) 命令の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(資源物等の収集又は運搬をすることができる者)

第5条の5 条例第20条の4第1項に規定する市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

(1) 本市と一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者

(2) 本市と古紙類及び布類の分別収集事業に係る協定を締結している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(指定排出物)

第5条の6 条例第20条の4第1項に規定する指定排出物は、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみとする。

(収集又は運搬の禁止命令)

第5条の7 条例第20条の4第2項又は第3項に規定する命令は、収集・運搬禁止命令書(様式第1号の3又は様式第1号の4)により行うものとする。

(公表)

第5条の8 条例第20条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について公告その他適当な方法により行うものとする。

(1) 違反者の氏名及び住所(法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。))にあっては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 違反の日時

(3) 違反に供された車両の登録番号

(4) 違反の内容

(5) 命令の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(適正処理困難物の指定)

第6条 市長は、条例第25条第1項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示するものとする。

(排出禁止物)

第7条 条例第26条第1項の規則で定める排出禁止物は、別表第1に掲げるとおりとする。
(事業系一般廃棄物管理票を提出する事業者)

第8条 条例第27条第1項の規則で定める事業者は、第18条第1項各号に掲げる建築物の所有者又は占有者及び同条第2項に規定する事業所の事業者(同条第1項各号に掲げる建築物内において事業を営む者を除く。)とする。
(事業系一般廃棄物管理票)

第9条 条例第27条第1項に規定する事業系一般廃棄物管理票は、A票、B票、C票及びD票からなる4枚複写式のものとし、その様式は様式第1号の5のとおりとする。
(事業系一般廃棄物管理票の提出)

第10条 条例第27条第1項の規定による事業系一般廃棄物管理票の提出は、次に掲げる事項を記載のうえ、B票及びD票により行うものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物管理票の作成年月日及び発行番号
- (2) 排出事業者の氏名又は名称及び住所
- (3) 事業系一般廃棄物の排出場所の名称及び所在地
- (4) 事業系一般廃棄物の全体量及び種類ごとの量
- (5) 持ち込み事業者の登録番号(A票及びD票を除く。)
- (6) 事業系一般廃棄物管理票の作成担当者の氏名
- (7) 運搬車の車両番号及び運転者の氏名
- (8) 運搬車の種類及び重量(A票及びD票を除く。)
- (9) 積替え又は保管の有無

2 条例第27条第3項の規定による事業系一般廃棄物管理票の提出は、前項各号(第5号、第8号及び第9号を除く。)に規定するもののほか次に掲げる事項を記載のうえ、B票、C票及びD票により行うものとする。

- (1) 受託一廃運搬業者の氏名又は名称
- (2) 受託一廃運搬業者の収集運搬業者としての業者番号
(事業系一般廃棄物管理票の交付)

第11条 条例第27条第2項の規定による事業系一般廃棄物管理票の交付は、事業者が事業系一般廃棄物を受託一廃運搬業者に引き渡す際に、当該事業系一般廃棄物の種類、数量及び受託一廃運搬業者の氏名又は名称が、事業系一般廃棄物管理票に記載された事項と

相違ないことを確認のうえ行うものとする。

(事業系一般廃棄物管理票の回付等)

第12条 受託一廃運搬業者は、前条の規定により事業系一般廃棄物管理票を交付されたときは、B票及びC票に、持ち込み事業者の登録番号、運搬車の種類及び重量並びに積替え又は保管の有無を記載するとともに、当該事業系一般廃棄物と事業系一般廃棄物管理票に記載された事項に相違ないことを確認のうえ、A票を事業者に回付するものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定により事業者からB票及びD票が提出されたときは、B票及びD票に提出の日時を記載するとともに、事業系一般廃棄物の種類及び数量が事業系一般廃棄物管理票に記載された事項と相違ないことを確認のうえ、B票を自らが保管し、D票を事業者に回付するものとする。

3 前項の規定は、第10条第2項の規定により市長に受託一廃運搬業者から事業系一般廃棄物管理票が提出された場合に準用する。この場合において、「事業者」とあるのは「受託一廃運搬業者」と、「B票及びD票」とあるのは「B票、C票及びD票」と、「D票」とあるのは「C票及びD票」と読み替えるものとする。

4 前項の規定において準用する第2項の規定により市長からC票及びD票を回付された受託一廃運搬業者は、C票を保存するとともに、速やかにD票を事業者に回付するものとする。
(事業者の措置)

第13条 事業者は、前条第4項の規定により受託一廃運搬業者からD票を回付されたときは、当該D票と同条第1項の規定により受託一廃運搬業者から回付されたA票に記載された事項を照合しなければならない。

2 事業者は、受託一廃運搬業者に事業系一般廃棄物管理票を交付した日から1月以内にD票が回付されないとき、又は事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれがあると認めるときは、当該受託一廃運搬業者に対し必要な確認を行う等適切な措置を講ずるとともに、事業系一般廃棄物管理票未回付等報告書(様式第2号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理票の保存)

第14条 事業者は、第12条第2項又は第4項の規定により回付されたD票とA票を一組として、D票の回付の日から5年間保存しなければならない。

2 受託一廃運搬業者は、第12条第4項の規定により回付されたC票をその回付の日から5年間保存しなければならない。
(事業系一般廃棄物の受入基準)

第15条 条例第28条第1項の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市外で発生した廃棄物でないこと。
- (2) 焼却することが困難な形状又は寸法のものでないこと。
- (3) 再利用することが適当であると認められるものでないこと。
- (4) 廃棄物の性状に応じ、あらかじめ、切断し、こん包する等必要な措置を講ずること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従い搬入すること。
(事業系一般廃棄物の保管場所を設置する事業用建築物)

第16条 条例第30条の規則で定める事業用の建築物は、第18条第1項各号に掲げる建築物とする。
(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準)

- 第17条 条例第30条の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業系一般廃棄物の種類と排出量に応じて、分別して保管できるようにすること。
 - (2) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭を発散しないようにすること。
 - (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。
(事業用大規模建築物及び事業系一般廃棄物多量排出事業所)

第18条 条例第31条の規則で定める事業用大規模建築物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。)の用に供する建築物
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物(前号に掲げる建築物及び市長が指定する建築物を除く。)

2 条例第31条の規則で定める事業所は、前年度における事業系一般廃棄物の排出量が36トン以上(前年度の中途において新たに事業を開始した事業所にあつては、事業を開始した日の属する月の翌月(事業を開始した日が月の初日であるときは、事業を開始した日の属する月)から前年度の末日までの1月当たりの排出量の平均が3トン以上)である事業所(市長が指定する事業所を除く。)とする。
(廃棄物管理責任者の選任等)

第19条 条例第31条の規定により選任する廃棄物管理責任者は、次に掲げる建築物又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める者でなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる建築物 当該建築物の所有者又は維持管理について権限を有する者
- (2) 前条第2項に規定する事業所 当該事業所の事業者又は維持管理について権限を有する者

2 条例第31条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第3号)により、選任又は変更後速やかに行うものとする。
(減量計画書)

第20条 条例第32条の規定による事業系廃棄物の減量に関する計画書(以下「減量計画書」という。)の提出は、事業系廃棄物減量計画書(様式第4号)により、毎年6月30日までに行うものとする。

- 2 減量計画書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。次号及び第3号において同じ。)に発生する事業系廃棄物の種類及びその発生量の見込み
 - (2) 当該年度に発生する事業系廃棄物のうち再利用するものの種類、再利用率の見込み及びその方法
 - (3) 当該年度に発生する事業系廃棄物のうち廃棄物として処理するものの種類、処理量の見込み及び処分の方法並びに処分先
 - (4) 前3号に規定する種類、量、方法等の前年度の実績
 - (5) その他市長が必要と認める事項
(再利用対象物の保管場所の設置基準)

第21条 条例第33条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる事業系廃棄物(以下「再利用対象物」という。)に廃棄物として処理する事業系廃棄物が混入しないようにすること。
- (2) 事業系一般廃棄物から生ずる汚水等により、再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (3) 再利用対象物を種類別に適切に保管することができるようにすること。
- (4) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (5) 再利用対象物の搬入、搬出等に支障のないようにすること。
(再利用対象物の保管場所設置届)

第22条 条例第33条第2項の規定による届出は、再利用対象物の保管場所設置届出書(様式第5号)により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する建築物の建築に関する確認の申請書の提出前に行うものとする。
(改善勧告)

第23条 条例第34条の規定による勧告(以下「改善勧告」という。)は、勧告の理由及び当該勧告に係る措置の期限その他必要な事項を記載した勧告書(様式第6号)により行うものとする。

2 改善勧告を受けた者は、当該勧告に基づき改善措置を講じたときは、速やかに改善措置報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(公表)

第24条 条例第35条第1項の規定による公表は、事業用建築物、事業用大規模建築物又は事業系一般廃棄物多量排出事業所の名称及び所在地、事業用建築物の所有者等、事業用大規模建築物の所有者若しくは建設者又は事業系一般廃棄物多量排出事業所の事業者の氏名又は名称、公表の理由その他必要な事項を千葉市公報に登載して行うものとする。

(意見の聴取)

第24条の2 条例第35条第2項の規定による意見の聴取は、市長が口頭であることを認めたときを除き、当該公表されるべき者に意見の内容を記載した書面(以下「申立書」という。)を提出させて行うものとする。この場合において、公表されるべき者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 条例第35条第2項の規定による通知は、意見聴取通知書(様式第8号)によるものとする。

3 市長は、条例第35条第2項の規定による通知を受けた者から申立書の提出期限の延長の申出があった場合において、特別の理由があると認めたときは、当該申立書の提出期限を延長することができる。

(公表後の受入拒否等)

第25条 条例第36条の規定による事業系廃棄物の受入拒否は、受入拒否通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 市長は、条例第36条の規定による事業系廃棄物の受入拒否を取り消すときは、受入拒否取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(開発事業に関する事前協議)

第26条 条例第37条の規則で定める開発事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が5ヘクタール以上のもの

(2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業で、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの

(3) 前2号に定めるもののほか、事業系廃棄物の処理に支障が生ずるおそれのある開発事業で、市長が必要と認めるもの

2 条例第37条の規定による協議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第27条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般

廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可(許可更新)申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第28条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)で、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/変更許可申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第29条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項で定めた事項を変更したときは、当該廃止し、又は変更した日から10日以内に一般廃棄物/収集運搬業/処分業/事業廃止届出書(様式第13号)又は一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許可申請事項変更届出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(許可基準)

第30条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業等の許可又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(法第7条の2第2項により準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 当該許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に事務所を有する者)であること。ただし、一般廃棄物収集運搬業であって市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(2) 申請者(法人にあっては、代表者を含む。)が、市税の滞納がない者であること。

(3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備器材及び財政的基礎を有する者であること。

2 前項に定めるもののほか、許可の基準に関し必要な事項は市長が別に定める。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付等)

第31条 市長は、第27条及び第28条の規定による申請書を受理した場合において、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物/収集運搬業/処分業/許

可証(様式第15号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第29条の規定により受理した許可申請事項変更届出書が一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物収集運搬業等許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の再交付)

第32条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証再交付申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。
(許可の取消し等)

第33条 市長は、法第7条の4の規定により許可を取り消すときは、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可取消書(様式第17号)により、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物／収集運搬業／処分業／停止命令書(様式第18号)により行うものとする。
(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の返還)

第34条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 事業を廃止したとき。
- (4) 新たな一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証が交付されたとき。

2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前条の規定により事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該停止の期間一般廃棄物／収集運搬業／処分業／許可証を市長に返還しなければならない。
(実績報告書の提出)

第35条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に関する前月の実績について、毎月10日までに一般廃棄物／収集運搬業／処分業／実績報告書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。
(縦覧の告示)

第36条 条例第42条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設的能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 生活環境影響調査の結果を記載した書類等を縦覧に供する場所及び期間
(技術管理者の資格に関する市長の指定する講習)

第37条 条例第45条第11号の市長の指定する講習は、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習とする。
(手数料の加算額)

第38条 条例第46条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 次に掲げる場合 条例別表第1に定める額の3割に相当する額
 - ア 一般廃棄物を午前5時から午前8時までの間に収集する場合
 - イ 一般廃棄物を午後5時から午後10時までの間に収集する場合
 - ウ 一般廃棄物とその収集及び運搬を行う車両を駐車することが可能な地点から離れた場所にあり、その収集のための作業を必要とする場合
 - エ 一般廃棄物の収集及び運搬のために特別な経路を利用する場合
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に特別の取扱いを要し、又は困難な事情があると市長が認める場合
- (2) 次に掲げる場合 条例別表第1に定める額の5割に相当する額
 - ア 一般廃棄物を午後10時から翌日の午前5時までの間に収集する場合
 - イ 前号アからオまでの2以上に該当する場合
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に著しく特別の取扱いを要し、又は著しく困難な事情があると市長が認める場合
(粗大ごみ等の処理手数料)

第39条 条例別表第2の規則で定める粗大ごみの手数料の額は、別表第2のとおりとする。
(手数料等の徴収方法)

第40条 条例別表第1に規定する手数料又は条例別表第3に規定する費用の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、こ

の限りでない。

- (1) 常時排出される一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。次号において同じ。)に係る手数料については、1月ごとの納入通知書
- (2) 一時に排出される一般廃棄物に係る手数料については、収集又は搬入の都度
- (3) 動物の死体に係る手数料については、収集又は搬入の都度
- (4) 費用については、搬入の都度

2 条例別表第2に規定する手数料の徴収方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみに係る手数料については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により収納を委託された者が徴収し、当該手数料を納付した者に対し指定袋を交付する。
- (3) 粗大ごみに係る手数料については、区役所、市民センター若しくは環境事業所において、又は地方自治法施行令第158条の規定により収納を委託された者が徴収し、当該手数料を納付した者に対し粗大ごみ処理手数料納付券を交付する。ただし、環境事業所において手数料を徴収する場合にあっては、粗大ごみ処理手数料納付券の交付を省略することができる。

3 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(手数料の減免申請)

第41条 条例第47条の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減免申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。ただし、天災等で特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請者に廃棄物処理手数料減免決定通知書(様式第21号)により通知するものとする。
(身分証明書)

第42条 条例第50条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第22号)とする。

(過料処分)

第43条 条例第55条の規定による過料の処分は、過料処分通知書(様式第22号の2)により行うものとする。

2 条例第55条の規定による過料の処分に係る弁明の機会の付与の通知は、弁明の機会の付与通知書(様式第22号の3)により行うものとする。

3 条例第55条の規定による過料の処分に係る弁明は、弁明書(様式第22号の4)を提出して行うものとする。

(清掃指導員)

第44条 市に清掃指導員を置き、環境局職員のうちから市長が任命する。

2 清掃指導員は、その職務を行う場合は、その身分を示す証明書(様式第23号)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(改善命令)

第45条 市長は、法第19条の3の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(様式第24号)により行うものとする。

(措置命令)

第46条 市長は、法第19条の4又は法第19条の4の2の規定による措置命令を行うときは、措置命令書(様式第25号)により行うものとする。

(補則)

第47条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止)
- 2 千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年千葉市規則第30号)は、廃止する。

附 則(平成5年9月24日規則第65号)

この規則は、平成5年9月25日から施行する。

附 則(平成6年3月29日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成6年9月30日規則第55号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月28日規則第74号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第26号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年7月25日規則第51号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日規則第6号)

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。ただし、第38条、第37条第1項、様式第20号及び様式第22号の改正規定は、同年6月17日から施行する。
- 2 粗大ごみのうち焼却炉を市が収集し、運搬し、及び処分する場合の手数料については、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第37条及び別表第2の規定にかかわらず、平成10年8月1日から平成11年3月31日までの間に限り、無料とする。
- 3 この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成10年6月16日規則第45号)

- 1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。
- 2 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則の一部を改正する規則(平成10年千葉市規則第6号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成10年7月31日規則第57号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成11年4月28日規則第40号)抄

- 1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。
附 則(平成12年3月30日規則第7号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成12年5月31日規則第78号)

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第8条第1号、第16条第1号及び第18条第1号の規定に該当していた建築物で、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。)の合計が1,000平方メートルを超えるものについては、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第8条第1号、第16条第1号及び第18条第1号に規定する大規模小売店舗の用に供する建築物とみなす。

附 則(平成12年12月19日規則第108号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成16年7月21日規則第47号)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉市条例第17号)第45条第2項の規定による収集、運搬及び処分の申込みを受けているパソコンであって、この規則の施行の日以後に排出されるものについては、この規則による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)抄

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成18年12月28日規則第81号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項、様式第1号から様式第3号まで、様式第5号、様式第21号及び様式第23号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成21年3月24日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第43号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成22年9月8日規則第58号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に7条を加える改正規定(第5条の5及び第5条の6に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年 3 月29日規則第34号)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に財団法人日本環境衛生センター又は一般財団法人日本環境衛生センターが行った廃棄物処理施設技術管理者講習は、この規則による改正後の第37条に規定する講習とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成25年11月28日規則第56号)

- 1 この規則は、平成26年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成25年12月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第39条第 2 項第 1 号に規定する手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成27年 6 月30日規則第43号)

この規則は、平成27年 6 月30日から施行する。

附 則(平成28年 3 月31日規則第39号)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成29年 3 月 6 日規則第 3 号)

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成29年 3 月31日規則第26号)

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成31年 2 月12日規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条第 1 項第 1 号、様式第 2 号及び様式第11号から様式第18号までの改正規定、様式第19号その1(表)の改正規定(「代表者名」を「代表者氏名」に改める部分に限る。)並びに様式第19号その 2 及び様式第20号の改正規定は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 附 則(平成31年 3 月28日規則第31号)
- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の第38条の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分について特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると市長が認

める場合に一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の額に加算する額について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分について特別の取扱いを要する場合又は困難な事情があると市長が認める場合に一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の額に加算する額については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物のうち家庭から排出される粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物のうち家庭から排出される粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1

区分	品目
1 有毒性物質を含む物	ニッケルカドミウム電池、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性若しくは強アルカリ性の物質
2 危険性のある物	揮発油(ガソリン、ベンジン、シンナー等)、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
3 著しく悪臭を発する物	汚物、汚泥
4 容積、重量及び長さが著しく大きい物	ピアノ、電子オルガン、オートバイ、電子キーボード、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機、強化プラスチック製品(FRP 製品、スキー板、サーフボード等)、ボーリングの球
5 電気機器類	エアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む。)、洗濯機、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が 1 キログラム以下のものを除く。)
6 その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

別表第2

品目		手数料（円）
あ	アイロン台	3 9 0
	アコーディオンドア（カーテン）（幅1間以下）	3 9 0
	アコーディオンドア（カーテン）（幅1間超）	7 8 0
	網戸	3 9 0
	衣装箱	3 9 0
	椅子型マッサージ機	1, 5 6 0
	一輪車（遊具）	3 9 0
	犬小屋（高さ、幅及び奥行それぞれ1メートル以下）	3 9 0
	犬小屋（高さ、幅又は奥行1メートル超）	7 8 0
	ウインドファン（エアコンを除く。）	1, 5 6 0
	応接椅子（1人掛用）	7 8 0
	応接椅子（2人掛用以上）	1, 5 6 0
	押入れたんす	7 8 0
	温室（ガラス製以外のもの）	3 9 0
	温室（ガラス製のもの）	1, 5 6 0
か	カーテンレール	3 9 0
	カーペット（じゅうたん）（3畳以下）	3 9 0
	カーペット（じゅうたん）（3畳超）	7 8 0
	額縁	3 9 0
	傘立て	3 9 0
	加湿器	3 9 0
	ガスストーブ	3 9 0
	ガステーブル	3 9 0
	カラーボックス	3 9 0
	カラオケ（ハンディタイプ）	3 9 0
	カラオケ（レーザーカラオケシステム）	1, 5 6 0
	ギター	3 9 0
	脚立（高さ1. 5メートル以下）	3 9 0
	脚立（高さ1. 5メートル超）	7 8 0

	鏡台（ドレッサー）（椅子はその他の粗大ごみとして扱う。）	7 8 0
	空気清浄機	3 9 0
	クローボックス	3 9 0
	草刈機	3 9 0
	ござ（8畳以下）	3 9 0
	ござ（8畳超）	7 8 0
	ゴムボート（オール付きの場合、オールを含む。）	7 8 0
	米びつ	3 9 0
	ゴルフセット	3 9 0
さ	サイドボード	1, 1 7 0
	材木類（直径15センチメートル以下かつ長さ1. 5メートル以下）	3 9 0
	座布団（3枚までごとに）	3 9 0
	サマーベッド	3 9 0
	三輪車（小児用）	3 9 0
	自転車（14インチ以下）	3 9 0
	自転車（14インチ超）	7 8 0
	シュレッダー	3 9 0
	焼却炉（高さ80センチメートル以下）	7 8 0
	焼却炉（高さ80センチメートル超）	1, 5 6 0
	照明器具	3 9 0
	乗用玩具	3 9 0
	食器乾燥機（洗浄機能付きのものは、その他の粗大ごみとして扱う。）	3 9 0
	食器戸棚（茶だんす）（高さ、幅及び奥行それぞれ90センチメートル以下）	7 8 0
	食器戸棚（茶だんす）（高さ、幅又は奥行90センチメートル超）	1, 1 7 0
	炊飯器（1升炊超）	3 9 0
	スーツケース	3 9 0
	スチール棚	3 9 0

	ステレオセット	1, 170
	ストーブガード	390
	スピーカー（1本につき）	390
	ズボンプレスサー	390
	石油ストーブ	390
	扇風機	390
	掃除機	390
た	台車	390
	畳（半畳）	390
	畳（1畳）	780
	棚板	390
	たんす（高さ、幅及び奥行それぞれ90センチメートル以下）	780
	たんす（高さ、幅又は奥行90センチメートル超）	1, 560
	チャイルドシート又はジュニアシート	390
	茶箱	390
	机（両袖以外のものに限る。椅子はその他の粗大ごみとして扱う。）	780
	机（両袖のものに限る。椅子はその他の粗大ごみとして扱う。）	1, 170
	鉄パイプ（直径5センチメートル以下かつ長さ2メートル以下）	390
	テレビ台（高さ、幅及び奥行の合計が1.5メートル以下）	390
	テレビ台（高さ、幅及び奥行の合計が1.5メートル超）	780
	電気ストーブ	390
	電子レンジ	390
	電話台	390
	トタン板（1畳分につき）	390
な	波板（1畳分につき）	390
は	はしご（長さ4メートル以下）	390
	ビーチパラソル	390

ピクニックテーブル（レジャーテーブル）	390
ビデオデッキ	390
ひな壇（5段以下）	390
ひな壇（7段以上）	780
ファクシミリ	390
襖	390
仏壇（高さ90センチメートル以下）	780
仏壇（高さ90センチメートル超）	1, 560
布団	390
布団干し	390
ブラインド	390
フラワースタンド	390
プリンター	390
プリンター	390
風呂蓋	390
ベッド（シングルサイズのもの。スプリング入りベッドマットは除く。）	1, 170
ベッド（セミダブル以上のサイズのもの。スプリング入りベッドマットは除く。）	1, 560
ベニヤ板（コンパネ）1畳分につき	390
ベビーカー	390
ベビーバス	390
便座（温水洗浄便座を含む。）	390
ホースリール台	390
ホームタンク（90リットル未満）	390
ホームタンク（90リットル以上）	780
ホームベーカリー又は餅つき機	390
歩行器	390
ホットプレート	390
ポリタンク（20リットル超）	390
ポリバケツ	390

	本棚（高さ又は幅 9 0 センチメートル以下）	7 8 0
	本棚（高さ又は幅 9 0 センチメートル超）	1, 1 7 0
ま	ミシン（卓上式以外のもの。卓上式の場合は、その他の粗大ごみとして扱う。）	1, 5 6 0
	ミニコンポ	3 9 0
	物置（高さ、幅及び奥行それぞれ 1 メートル以下）	3 9 0
	物置（高さ、幅又は奥行 1 メートル超）	1, 5 6 0
	物干しざお（4 メートル以下）	3 9 0
	物干し台（土台のないものに限る。1 組につき。）	3 9 0
ら	ラジカセ（CD ラジカセを含む。）	3 9 0
	ルームランナー（自走式）	7 8 0
	ルームランナー（電動式）	1, 5 6 0
	レンジ台	7 8 0
その他の粗大ごみ（適正処理困難物を除く）	1 5 キログラム未満	3 9 0
	1 5 キログラム以上 2 5 キログラム未満	7 8 0
	2 5 キログラム以上 3 5 キログラム未満	1, 1 7 0
	3 5 キログラム以上	1, 5 6 0

千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 一般廃棄物処理施設(第 1 条の 2—第 7 条の 3)

第 3 章 産業廃棄物

第 1 節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収(第 7 条の 4—第 7 条の 9)

第 2 節 再生利用業(第 8 条—第 14 条)

第 3 節 産業廃棄物処理施設(第 15 条—第 17 条)

第 4 章 雑則(第 17 条の 2—第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)及び千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則(平成 5 年千葉市規則第 36 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第 1 条の 2 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査)

第 2 条 市長は、法第 8 条の 2 第 5 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により法第 8 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、廃棄物処理施設使用前検査済証を交付するものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第 2 条の 2 市長は、法第 9 条第 5 項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府令・厚生省令第 1 号)第 1 条第 3 項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、廃棄物最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定)

第 2 条の 3 市長は、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第 2 条の 4 法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。

(一般廃棄物処理施設確認通知書)

第 3 条 法第 9 条の 3 第 4 項ただし書(同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書により行うものとする。

(一般廃棄物処理施設工事完了報告)

第 4 条 法第 9 条の 3 第 1 項又は第 8 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をした者は、一般廃棄物処理施設に係る工事が完了したときは、速やかに、一般廃棄物処理施設設置(変更)工事完了報告書により市長に報告するものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第 5 条 第 2 条の 2 の規定は、市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第 9 条第 5 項」とあるのは「法第 9 条の 3 第 11 項において読み替えて準用する法第 9 条第 5 項」と読み替えるものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況の報告)

第 6 条 一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況を毎日記録し、毎年 1 月から 3 月までの分を 4 月 10 日までに、4 月から 6 月までの分を 7 月 10 日までに、7 月から 9 月までの分を 10 月 10 日までに、10 月から 12 月までの分を翌年の 1 月 10 日までに、別に定める様式により市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第 7 条 省令第 5 条の 11 第 1 項の申請書には、一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けることを証する書類を添付するものとする。

2 市長は、法第 9 条の 5 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを

許可したときは、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証を交付するものとする。

(合併又は分割の認可)

第 7 条の 2 市長は、法第 9 条の 6 第 1 項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、合併・分割認可証を交付するものとする。

(相続の届出)

第 7 条の 3 省令第 6 条第 1 項の届出書には、届出をしようとする者が法第 9 条の 7 第 1 項の規定により許可施設設置者の地位を承継したことを証する書類その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

第 3 章 産業廃棄物

第 1 節 産業廃棄物の処理に関する報告の徴収

(産業廃棄物の処理の実績報告)

第 7 条の 4 法第 12 条第 6 項の事業者は、毎年 6 月 30 日までに、廃棄物処理実績報告書を市長に提出しなければならない。

第 7 条の 5 削除

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第 7 条の 6 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者(以下この項及び次項において「事業者」という。)は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。次項において同じ。)、変更し、又は廃止した日から 30 日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更・廃止)報告書を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、又は変更したときは、前項の規定により提出する報告書に当該特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を証する書類を添付するものとする。

第 7 条の 7 削除

第 7 条の 8 削除

(産業廃棄物処理業に係る実績の報告)

第 7 条の 9 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年 6 月 30 日までに、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書を市長に提出しなければならない。

第 2 節 再生利用業

(再生利用業の指定申請等)

第 8 条 省令第 9 条第 2 号又は省令第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定(以下「指定」と

いう。)の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の範囲
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
- (3) 業務の委託関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (6) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- (7) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (9) 申請者の履歴を記載した書類(法人にあっては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類)
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第 9 条 再生利用指定業者(前条の指定を受けた者をいう。以下同じ。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書に前条第 2 項各号に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

(指定の期限等)

第 10 条 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第 11 条 市長は、指定をしたとき、又は第 9 条の規定による認定をしたときは、再生利用

業指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第 12 条 再生利用指定業者は、第 8 条第 1 項各号(第 2 号を除く。)に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書により、当該変更の日から 10 日以内に市長に届け出るものとする。

(再生利用業の廃止の届出)

第 13 条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書により、当該廃止の日から 10 日以内に市長に届け出るものとする。

(再生利用業の実績の報告)

第 14 条 再生利用指定業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により市長に報告しなければならない。

第 3 節 産業廃棄物処理施設

第 15 条及び第 16 条 削除

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第 17 条 第 2 条、第 2 条の 2 及び第 7 条の規定は産業廃棄物処理施設について、第 6 条、第 7 条の 2 及び第 7 条の 3 の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする

第 2 条	法第 8 条の 2 第 5 項	法第 15 条の 2 第 5 項
	法第 9 条第 2 項	法第 15 条の 2 の 6 第 2 項
	法第 8 条第 2 項	法第 15 条第 2 項
第 2 条の 2	法第 9 条第 5 項	法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条第 5 項
	第 1 条第 3 項	第 2 条第 3 項

第 6 条	一般廃棄物処理施設の設置者又は管理者(法第 9 条の 3 の規定により設置された一般廃棄物処理施設の管理者をいう。)	産業廃棄物処理施設の設置者
第 7 条第 1 項	省令第 5 条の 11 第 1 項	省令第 12 条の 11 の 12 第 1 項
第 7 条第 2 項	法第 9 条の 5 第 1 項	法第 15 条の 4 において読み替えて準用する法第 9 条の 5 第 1 項
第 7 条の 2	法第 9 条の 6 第 1 項	法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 6 第 1 項
第 7 条の 3	省令第 6 条第 1 項	省令第 12 条の 12 第 1 項
	法第 9 条の 7 第 1 項	法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 7 第 1 項

第 4 章 雑則

(指定区域台帳の閲覧)

第 17 条の 2 法第 15 条の 18 第 3 項の規定による閲覧の請求は、指定区域台帳閲覧請求書により行うものとする。

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第 18 条 法第 19 条の 12 第 1 項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳により調製するものとする。

2 法第 19 条の 12 第 3 項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立届出台帳閲覧請求書により行うものとする。

(許可証等の再交付申請等)

第 19 条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証、熱回収施設設置者認定証(法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定を受けた者にあつては、省令様式第 25 号の 3 の規定による熱回収施設設置者認定証)、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第 7 号(政令第 6 条の 9 第 2 号に掲げる者にあつては、省令様式第 7 号の 2))、産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 9 号(政令第 6 条の 11 第 2 号に掲げる者にあつては、省令様式第 9 号の 2))、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令

様式第 13 号(政令第 6 条の 13 第 2 号に掲げる者にあつては、省令様式第 13 号の 2))、特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 15 号(政令第 6 条の 14 第 2 号に掲げる者にあつては、省令様式第 15 号の 2))、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第 20 号)(以下「許可証等」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書に許可証を添付して(紛失した場合を除く。)市長に申請するものとする。

2 前項の規定により許可証等の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証等を市長に返納しなければならない。
(許可証等の書換えによる交付等)

第 20 条 許可証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じた場合には、市長は許可証等を書き換えて当該者に交付するものとする。

(1) 法第 14 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定により届出書(事業の全部の廃止に係るものを除く。)を市長に提出したとき。

(2) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあつては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出書を市長に提出したとき。

(3) 第 12 条の規定により届出書を市長に提出したとき。

(4) 第 13 条の規定により事業の一部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。

2 前項の規定により書換えによる許可証等の交付を受けた者は、当該許可証等の交付を受けたときに従前の許可証等を市長に返納しなければならない。

(許可証等の返納)

第 21 条 許可証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により廃止を届け出たとき。

(2) 法第 9 条の 2 の 2 第 1 項又は法第 15 条の 3 の規定により許可が取り消されたとき。

(3) 法第 14 条第 2 項若しくは第 7 項又は法第 14 条の 4 第 2 項若しくは第 7 項の規定により許可が効力を失ったとき。

(4) 法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定により事業の全部の廃止を届け出たとき。

(5) 法第 14 条の 3 の 2 第 1 項又は第 2 項(法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可が取り消されたとき。

(6) 第 10 条に規定する期限の到来によって指定が効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 9 条第 1 項、法第 14 条の 2 第 1 項、法第 14 条の 5 第 1 項若しくは法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による変更の許可を受け、又は第 1 条の 2 若しくは省令第 10 条の 2、省令第 10 条の 6、省令第 10 条の 14、省令第 10 条の 18 若しくは省令第 12 条の 5 の規定による許可証の交付を受けたとき。

(2) 第 11 条の規定による指定証(第 9 条第 1 項の規定による変更の認定のものに限る。)の交付を受けたとき。

(提出書類の部数)

第 22 条 法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する書類等(申請書、届出書及び報告書並びにこれらに添付する書類及び図面をいう。以下同じ。)の部数は、1 部とする。ただし、法第 14 条第 1 項及び第 6 項、法第 14 条の 2 第 1 項、法第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項、法第 14 条の 5 第 1 項、法第 15 条第 1 項、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項並びに法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 5 から第 9 条の 7 までに規定する書類等の部数は、正副各 1 部とする。

(行政代執行費用徴収職員)

第 22 条の 2 法第 19 条の 8 第 5 項において準用する行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 6 条第 1 項の規定により国税滞納処分の例によるものとされる徴収に関する事務に従事する職員は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課に所属する職員とする。

(様式)

第 23 条 法、政令、省令及びこの規則を施行するのに必要な文書の様式は、別表に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までにこの規則による改正前の千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、届出等の手続は、この規則による改正後の千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日規則第 54 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 1 月 9 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 33 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 19 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 15 日規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 25 号)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 38 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された様式で現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 9 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 9 日規則第 39 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下この項において「新規則」という。)第 7 条の 6 の規定は、新規則の施行の日以後に特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、変更し、又は廃止した場合について適用し、新規則の施行の日前に特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、又は変更した場合については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月 5 日規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日規則第 17 号)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 23 年 9 月 30 日規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 24 号)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 8 月 21 日規則第 58 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

様式番号	名 称	根 拠 条 文
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請書	法第 8 条第 2 項
2	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証	規則第 1 条の 2
3	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	省令第 4 条の 4 第 1 項
4	廃棄物処理施設使用前検査済証	規則第 2 条（第 17 条において読み替えて準用する場合を含む。）
5	一般廃棄物処理施設定期検査申請書	法第 8 条の 2 の 2 第 1 項
6	定期検査結果通知書	省令第 4 条の 4 の 4
7	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	省令第 4 条の 17
8	一般廃棄物処理施設変更許可申請書	省令第 5 条の 3 第 1 項
9	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 9 の 2 第 1 項

10	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書	省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項
11	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項
12	廃棄物最終処分場廃止確認証	規則第2条の2（第5条及び第17条において読み替えて準用する場合を含む。）
13	熱回収施設設置者認定申請書	省令第5の5の5
14	熱回収施設設置者認定証	規則第2条の3
15	熱回収施設休廃止等届出書	省令第5条の5の10
16	熱回収報告書	省令第5条の5の11
17	一般廃棄物処理施設設置届出書	規則第2条の4
18	一般廃棄物処理施設確認通知書	規則第3条
19	一般廃棄物処理施設設置（変更）工事完了報告書	規則第4条
20	一般廃棄物処理施設変更届出書	省令第5条の8第1項
21	一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書	省令第5条の11第1項
22	廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証	規則第7条の第2項（第17条において読み替えて準用する場合を含む。）
23	合併・分割認可申請書	省令第5条の12第1項
24	合併・分割認可証	規則第7条の2（第17条において読み替えて準用する場合を含む。）
25	相続届出書	省令第6条第1項
26	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	省令第12条の7の17第2項
27	受理書	省令第12条の7の17第4項
28	産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設変更等届出書	省令第12条の7の17第5項
29	産業廃棄物処理実績報告書	規則第7条の4
30	特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書	規則第7条の6

31	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書	規則第7条の9
32	再生利用業指定申請書	規則第8条第1項
33	再生利用業変更認定申請書	規則第9条第2項
34	再生利用業指定証	規則第11条
35	再生利用業変更届出書	規則第12条
36	再生利用業廃止届出書	規則第13条
37	指定区域台帳閲覧請求書	規則第17条の2
38	廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳	規則第18条第1項
39	廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書	規則第18条第2項
40	許可証等再交付申請書	規則第19条第1項
41	行政代執行費用徴収職員証	法第19条の8第5項において準用する行政代執行法第6条第1項の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第147条第1項

一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物

千葉市告示第279－ 2 号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 5 年 3 月千葉市条例第17号）
第21条第 2 項の規定に基づき、千葉市が処理する産業廃棄物を次のとおり定め、平成 5 年
10月 1 日から施行します。

平成 5 年10月 1 日

千葉市長 松 井 旭

備 考	千葉市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業 廃棄物の全部または一部について、千葉市の施設への搬入の停止及び制限すること がある。
--------	--

種 類	1 燃えがら（安定無害化したもので、含水率80パーセント以下のものに限る。） 2 紙 く ず（パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用し て印刷発行を行うものに限る。）出版業（印刷出版を行うものに限る。） 製造業及び印刷加工業に係るものに限る。） 3 木 く ず（木材または木製品の製造業（家具の製造業を含む。）パルプ製造業及 び輸入木材の卸売業に係るものに限る。） 4 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る） 5 食料品製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不用 物で前処理したもの。 6 ガラスくず及び陶磁器くず。 7 一般廃棄物と分別することが困難である産業廃棄物・その他市長が特別な理由 があると認めたもの。 ※上記に掲げる産業廃棄物のうち、有害性物質を含むものは除く。
量	1 1 日平均200キログラム以下とし、これをあわせて 1 箇月 6 トン以下。 2 上記の算定基準によることが実情にそぐわない場合は 1 箇月20立方メートル以下。
形 状	あらかじめ中空の状態でないように、かつ、おおむね、30センチメートル以下に破 砕し、または、切断したもの。
排 出 者	千葉市内の中小企業の事業者で排出者自ら上記の産業廃棄物を千葉市の施設へ搬入 することについてあらかじめ市長に届け出て、その指示を受けたもの。

千葉市廃棄物処理施設設置等審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市廃棄物処理施設設置等審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べる。

（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第1項第

2号（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条の2第1項第

2号（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

（2）その他廃棄物の処理施設に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、生活環境の保全に関し廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙等及び空き缶等のポイ捨ての禁止その他の必要な事項を定めることにより、歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、かつ、美しい街づくりを推進し、もって市民の安全な生活環境の向上及び快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙等 道路等において喫煙することをいう。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (4) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に空き缶等を捨てることをいう。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

(条例の適用及び施策の推進における留意等)

第3条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意し、この条例の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

2 前項の規定は、市がこの条例の規定に基づく施策を推進し、及び市民、事業者等が路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、主体的に活動を行う場合について準用する。(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、必要な施策を総合的かつ効率的に推進するものとする。

2 市は、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等及び事業者への啓発並びに市民等、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う美しい街づくりを推進

する活動の支援等に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理するようにしなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(相互協力等)

第7条 市、市民等及び事業者は、前3条に規定する責務に関して、相互に協力し、及び関係行政機関等と連携して行うものとする。

(路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区の指定)

第8条 市長は、路上喫煙等が歩行者等の身体及び財産に対し特に危険を及ぼすと認め、かつ、空き缶等の散乱を防止し、美しい街づくりを推進することが特に必要と認められる地区を、路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区（以下「取締り地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、新たに取締り地区を指定し、又は指定した取締り地区について区域を変更し、若しくは指定を解除したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(禁止行為等)

第9条 何人も、路上喫煙等をしないように努めなければならない。ただし、道路等を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。

2 何人も、取締り地区においては、路上喫煙等をしてはならない。

3 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(施策の重点実施)

第10条 市長は、取締り地区において、空き缶等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(美しい街づくりの日)

第11条 市民等及び事業者の間に広く美しい街づくりの推進についての関心と理解を深めるとともに、積極的に美しい街づくりの推進に関する活動を行う意欲を高めるため、美しい街づくりの日を設ける。

2 美しい街づくりの日は、毎年5月30日とする。

3 市は、美しい街づくりの日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（関係行政機関等への要請）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止について、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条 第9条第2項又は第3項の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、同年7月1日から施行する。

（千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例及び千葉市路上喫煙等の防止に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1） 千葉市空き缶等の散乱に関する条例（平成10年千葉市条例第15号）

（2） 千葉市路上喫煙等の防止に関する条例（平成16年千葉市条例第9号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項第2号の規定による廃止前の千葉市路上喫煙等の防止に関する条例（以下「旧路上喫煙等防止条例」という。）第9条第1項の規定により指定されていた路上喫煙等禁止地区（以下「旧路上喫煙等禁止地区」という。）は、第8条第1項の規定により指定した取締り地区とみなす。

4 この条例の施行前にした附則第2項第1号の規定による廃止前の千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例（以下「旧空き缶等散乱防止条例」という。）第6条の規定に違反する行為に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

5 施行日から平成23年6月30日までの間における第9条第3項の規定に違反する行為については、当該行為を旧空き缶等散乱防止条例第6条の規定に違反する行為とみなして、前項の規定を適用する。

6 この条例の施行の際現に旧路上喫煙等防止条例第9条第3項の規定に違反して路上喫煙等を行っている者に対する旧路上喫煙等防止条例第10条第1項の規定による指導又は勸

告、同条第2項及び第3項の規定による措置命令並びに旧路上喫煙等防止条例第13条の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

7 施行日から平成23年6月30日までの間、附則第3項の規定により第8条第1項に規定する取締り地区とみなされた地区内で路上喫煙等を行う者については、第9条第2項の規定にかかわらず、当該路上喫煙に係る取締り地区及び当該路上喫煙等をそれぞれ旧路上喫煙等禁止地区及び旧路上喫煙等防止条例第9条第3項に規定する路上喫煙等とみなして、前項の規定を適用する。

千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成22年千葉市条例第100号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（取締り地区の指定等に係る告示）

第3条 条例第8条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

（1） 新たに取締り地区を指定した場合 次に掲げる事項

ア 指定した取締り地区の名称及び区域

イ 指定の効力が生ずる期日

（2） 指定した取締り地区について区域を変更した場合 次に掲げる事項

ア 変更を行った取締り地区の名称

イ 変更した内容

ウ 変更の効力が生ずる期日

（3） 指定を解除した場合 次に掲げる事項

ア 解除した取締り地区の名称

イ 解除の効力が生ずる期日

（取締り地区の標識の設置）

第4条 市長は、条例第8条第1項の規定により取締り地区を指定したときは、当該取締り地区内に取締り地区であることを示す標識を設置するものとする。

（巡視員証の携帯等）

第5条 条例第14条の規定による過料の処分（以下「過料処分」という。）に係る事務に従事する職員は、路上喫煙等・ポイ捨て防止巡視員証（様式第1号）を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（過料処分）

第6条 過料処分をしようとする場合における地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は、告知・弁明書（様式第2

号）を交付して行うものとする。

2 過料処分は、過料処分決定通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、同年7月1日から施行する。

（千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則及び千葉市路上喫煙等の防止に関する条例施行規則の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1） 千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成10年千葉市規則第5号）

（2） 千葉市路上喫煙等の防止に関する条例施行規則（平成16年千葉市規則第14号）（経過措置）

3 前項第2号の規定による廃止前の千葉市路上喫煙等の防止に関する条例施行規則（以下「廃止前路上喫煙等規則」という。）第4条に規定する路上喫煙等巡視員証については、この規則の施行の日から平成23年6月30日までの間は、廃止前路上喫煙等規則第4条及び様式第1号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月31日規則第26号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市リサイクル等推進基金条例

(設置)

第1条 廃棄物の減量、再利用及び適正処理（以下これらを「リサイクル等」という。）を推進するため、千葉市リサイクル等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、市の積立金額及び寄付金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業を実施するため、これを処分することができる。

- (1) リサイクル等に係る市民、事業者等への啓発に関する事業
- (2) リサイクル等に係る市民、事業者等が行う活動の支援に関する事業
- (3) その他リサイクル等の推進に関し必要な事業

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第7号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第16号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車をいう。
 - (2) 放置 自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
 - (3) 公共の場所 道路、公園その他公共の用に供されている場所をいう。
 - (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。
 - (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
 - (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
 - (7) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
 - (8) 処分等 廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。
- (市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他の必要な施策を実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が前条の規定により実施する施策(以下「市の施策」という。)に協力する責務を有する。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、または管理する者は、その土地について自動車の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市の施策に協力する責務を有する。

(放置の禁止)

第7条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通 報)

第8条 放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、前条第1項の通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施するため必要があると認める場合は、当該職員に、放置されている自動車が置かれている土地に立ち入り、当該自動車を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等への勧告)

第11条 市長は、第9条第1項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、放置自動車の所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

（放置自動車の移動等）

第13条 市長は、放置自動車が、第9条第2項の規定により警告書をはり付けた日から規則で定める期間を経過した後において、同条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合（以下「所有者等不明の場合」という。）又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合（以下「連絡先不明の場合」という。）であって、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認められるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に、当該放置自動車を移動した旨を表示しなければならない。

（廃物認定）

第14条 市長は、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、放置自動車を千葉市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

（処分等）

第15条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等を行うことができる。

（廃物認定外放置自動車の措置）

第16条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したとき、又は第13条第1項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

（保管した放置自動車の措置）

第17条 市長は、前条第2項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りのない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2 市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する評価額が著しく低いときは、あらかじめ告示した上で、当該放置自動車を廃物として処分等を行う事ができる。

3 前条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該放置自動車

（第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は市に帰属するものとする。

（引取通知）

第18条 市長は、保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

（費用の請求）

第19条 市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第15条の規定による処分等及び第17条第1項の規定による売却又は同条第2項の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

（放置自動車廃物判定委員会）

第20条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するため、千葉市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱しする。

（1）自動車について専門的知識を有する者

（2）学識経験者

（3）関係行政機関の職員

（4）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委 任）

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰 則）

第22条 第12条の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年千葉市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（放置となる期間）

第3条 条例第2条第2号に規定する相当の期間は、10日間とする。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

（調査調書等）

第4条 市長は、条例第9条第1項の規定により当該職員に調査させたときは、放置自動車調査調書（様式第1号）を作成するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する警告書は、撤去警告書（様式第2号）とする。

3 市長は、放置自動車処理記録書（様式第3号）を備え、放置自動車の処理に関する事項を記録するものとする。

（身分証明書）

第5条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

（所有者等への勧告）

第6条 条例第11条の規定による勧告は、撤去勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（措置命令）

第7条 条例第12条の規定による措置命令は、措置命令書（様式第6号）により行うものとする。

（条例第13条第1項の規則で定める期間）

第8条 条例第13条第1項に規定する規則で定める期間は、7日間とする。ただし、公益上、緊急に放置自動車を移動する必要がある場合は、この限りでない。

（廃物認定）

第9条 市長は、条例第14条第2項の規定による告示を行った日から起算して14日を

経過したときは、同条第1項の規定による認定を行うことができる。

（廃物認定外放置自動車の告示事項）

第10条 条例第16条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 放置されていた場所

（2） 当該放置自動車の形態等

（3） 移動し、保管した年月日

（4） 保管場所

（5） 前各号に掲げるもののほか、当該放置自動車を返還するため必要と認められる事項

（廃物認定外放置自動車の売却手続）

第11条 条例第17条第1項の規定による放置自動車の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、随意契約により売却することができる。

（1） 競争入札に付しても入札者がいない放置自動車

（2） 前号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる放置自動車

（廃物認定外放置自動車の処分等の告示期間）

第12条 条例第17条第2項の規定による告示する期間は、14日間とする。

（引取通知）

第13条 条例第18条の規定による通知は、放置自動車引取通知書（様式第7号）により行うものとする。

（返還手続）

第14条 保管されている放置自動車の所有者等は、当該放置自動車の返還を受けようとするときは、放置自動車返還請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその放置自動車の返還を受けるべき所有者等であることを証明させた上で、返還日を指定し、返還引換証兼受領書（様式第9号）を交付するものとする。

3 市長は、保管した放置自動車を所有者等に返還するときは、保管場所において前項の規定により交付した返還引換証兼受領書と引き換えに返還するものとする。

（費用の請求）

第15条 条例第19条の規定による費用の請求は、放置自動車費用請求書（様式第10号）により行うものとする。

（放置自動車廃物判定委員会）

第 16 条 千葉市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 委員会の庶務は、環境局資源循環部収集業務課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（委任）

第 17 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 25 日規則第 51 号）

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 19 号）抄

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号）抄

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 27 号）抄

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 26 号）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分

の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるものは当該各号に定めるとおりとするほか、法の例による。

(1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

(2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の規定により第1項の登録の更新の申請があった場合において、前項の期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

4 前項の場合において、当該登録の更新がなされたときは、その登録に係る第2項の期間は、従前の登録に係る同項の期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(平成18条例18・一部改正)

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書面

(2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) その他規則で定める書類及び図面

(登録の実施等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法の規定若しくは法に基づく処分又はこの条例の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過していないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平成7条例41・平成17条例37・平成24条例18・一部改正)

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出及び登録の失効)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

2 浄化槽保守点検業者が前項各号の一に該当するに至ったときは、その者に係る第3条第1項の登録は、その効力を失う。

(平成16条例40・一部改正)

(浄化槽管理士の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第3条第2項の期間ごとに、第1項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに、その旨を当該浄化槽の浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃について連絡をとっている浄化槽清掃業者がある場合にあっては当該浄化槽清掃業者に通知するものとする。

(令和2条例12・一部改正)

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第9条第1項から第3項までの規定に違反したとき。

(5) 法第12条第2項の命令に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

(平成7条例41・一部改正)

(登録の消除)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録が効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他の浄化槽保守点検業の用に供される施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

（1）第 3 条第 1 項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者

（2）不正な手段により第 3 条第 1 項の登録を受けた者

（3）第 12 条第 1 項の規定による命令に違反した者

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

（1）第 9 条第 3 項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

（2）第 11 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

（3）第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（4）第 14 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行前に、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年千葉県条例第 19 号）の規定によってなされた浄化槽保守点検業者（本市の区域を含む区域をその営業区域とする浄化槽保守点検業者に限る。）に係る登録は、この条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成 7 年 10 月 2 日条例第 41 号）

この条例は、千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 40 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 20 日条例第 40 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 14 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日条例第 18 号）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けている者又はこの条例の施行前にした登録の申請に基づきこの条例の施行後に同条第 1 項の登録を受けた者（登録の更新の場合にあっては、この条例の施行後に登録に係る同条第 2 項の期間（以下「有効期間」という。）が満了する者を除く。）の当該登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日条例第 18 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日条例第 12 号）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年 4 月 1 日までにこの条例による改正前の第 3 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第 4 項の規定の適用を受ける者であって、その者の更新を受けた登録に係る同条第 2 項の期間の起算日が同日以前であるものを含む。）であって、この条例の施行の日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録に係る同条第 2 項の期間が満了するまでの間、この条例による改正後の第 9 条第 4 項の規定は、適用しない。

千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和63年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録（登録更新）申請書（様式第1号）とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する書面は、誓約書（様式第2号）とする。

3 条例第4条第2項第2号に規定する書類は、器具明細書（様式第3号）とする。

4 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

（1）本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の位置を示す図面

（2）浄化槽管理士免状の写し

（3）申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

（4）浄化槽の保守点検の業務に従事する者の名簿（様式第4号）

（平成17規則9・一部改正）

（登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求）

第3条 条例第5条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録簿の閲覧）

第4条 市長は、登録簿を閲覧に供するため、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を環境局資源循環部収集業務課内に置く。

2 登録簿の閲覧日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

4 第2項の規定にかかわらず、特別の事由のあるときは、市長の承認を得て第2項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。

5 市長は、第2項又は第3項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

6 閲覧者は、登録簿を、閲覧所以外の場所に移動し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。

7 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を係員に返還しなければならない。

8 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

（1）前条若しくは前2項の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者

（2）登録簿を汚損し、又はき損するおそれがあると認められる者

（3）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（平成元規則20・平成3規則27・平成4規則127・平成11規則19・平成19規則33・平成21規則27・平成23規則33・平成28規則52・一部改正）

（変更の届出）

第5条 条例第7条第1項の規定により届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）は、浄化槽保守点検業者変更届出書（様式第6号）を提出して行わなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

（1）条例第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

（2）条例第4条第1項第2号に掲げる事項（営業所の名称を除く。）に変更があった場合 条例第4条第2項第2号の書類並びに第2条第4項第1号、第2号及び第4号の書類及び図面

（3）条例第4条第1項第3号に掲げる事項に変更があった場合 新たに役員となる者がある場合においては、その者が条例第6条第1項第1号から第4号までに該当しないことを届出者が誓約する書面（様式第7号）及び当該届出者の登記事項証明書

（4）条例第4条第1項第4号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第2号の書類

（平成17規則9・一部改正）

（廃業等の届出）

第6条 条例第8条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

（営業所に備える器具）

第7条 条例第9条第2項の規則で定める器具は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度指数測定器具
- (2) 汚泥沈殿試験器具
- (3) 透視度計
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具（し尿のみを処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）

- (6) 温度計
- (7) スカム測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具
- (9) 残留塩素測定器具

- (10) 溶存酸素計

(11) 混合液浮遊物質濃度計（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）

- (12) 顕微鏡
- (研修)

第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修とし、次の各号に掲げる事項をその内容に含むものとする。

- (1) 浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造及び機能
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃
- (4) 浄化槽の普及の状況

(5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査

- (6) 前各号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検に関し必要な事項

2 前項の研修は、次の各号に掲げる者のいずれかが実施するものとする。

- (1) 国、都道府県又は市町村
- (2) 浄化槽法第57条第1項の指定を受けた者
- (3) 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であって営利を目的としないもの
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める法人
- (令和2規則25・追加)
- (標識)

第9条 条例第10条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第10条に規定する標識は、千葉市浄化槽保守点検業者登録票（様式第9号）とする。

(令和2規則25・旧第8条繰下)

(帳簿の備付け)

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
- (3) 浄化槽管理者から浄化槽法第10条第3項の規定により浄化槽の保守点検の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあっては、当該年月日及びその期間）
- (4) 浄化槽の保守点検を実施した年月日
- (5) 条例第9条第4項の研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日

2 浄化槽保守点検業者は、条例第11条に規定する帳簿を、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項 当該事項を帳簿に記載した日から起算して3年間
- (2) 前項第5号に掲げる事項 当該事項を帳簿に記載した日から起算して5年間

3 浄化槽保守点検業者は、条例第11条の規定による帳簿の保存を、書面を保存することに代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を保存することにより行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

4 浄化槽保守点検業者が、前項の規定による帳簿の保存を電磁的記録によって行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式であり、かつ、明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

（平成28規則52・一部改正、令和2規則25・旧第9条繰下・一部改正）

（身分を示す証明書）

第11条 条例第14条第3項に規定する証明書は、身分証明書（様式第10号）とする。

（令和2規則25・旧第10条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号）第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録を受けていた者については、この規則の施行の日から昭和64年3月31日までの間は、第7条第11号の規定は適用しない。ただし、当該期間内に条例第3条第2項の規定により浄化槽保守点検業者の登録の更新を受けたものにあつては、この限りでない。

附 則（平成元年4月1日規則第20号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第27号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月21日規則第127号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第19号）抄

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第9号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第33号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第27号）抄

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第33号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第23号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日規則第52号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和2年3月25日規則第25号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽清掃業の許可に関し、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第2条 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可基準）

第3条 浄化槽清掃業の許可の基準は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 本市内に住所を有する者（法人にあっては、本市内に事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（2） 自ら業務を実施する者であること。

（許可又は不許可の通知等）

第4条 市長は、法第35条第4項に規定する許可の処分をした場合は、同項の規定による通知をするとともに、浄化槽清掃業許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 法第35条第4項の規定による不許可の処分をした場合の通知は、浄化槽清掃業不許可通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の再交付）

第5条 前条第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を破損し、又は亡失したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。

2 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。

（変更の届出）

第6条 許可業者は、法第37条の規定による変更の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業申請事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第7条 許可業者は、法第38条の規定による廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃業等届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消）

第8条 市長は、法第41条第2項の規定による許可の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、浄化槽清掃業許可取消書（様式第7号）又は浄化槽清掃業停止命令書（様式第8号）により行うものとする。

（許可証の返還）

第9条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

（1） 許可の有効期間が満了したとき。

（2） 許可を取り消されたとき。

（3） 業務を廃止したとき。

2 許可業者は、前条の規定により、業務の全部の停止を命ぜられた場合は、許可証を一時市長に返還しなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 許可業者は、浄化槽の清掃に関する業務の実績について、毎月、浄化槽清掃業務実績報告書（様式第9号）を作成し、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第20号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第9号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第27号）抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成２８年３月３１日規則第２６号）

- １ この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。

(2) 合併処理浄化槽 し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する浄化槽をいう。

(浄化槽の使用開始の報告)

第3条 法第10条の2第1項の規定による報告は、浄化槽使用開始報告書（様式第1号）により行うものとする。

(技術管理者の変更の報告)

第4条 法第10条の2第2項の規定による報告は、技術管理者変更報告書（様式第2号）により行うものとする。

(浄化槽管理者の変更の報告)

第5条 法第10条の2第3項の規定による報告は、浄化槽管理者変更報告書（様式第3号）により行うものとする。

(浄化槽の維持管理状況の報告)

第6条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の維持管理の状況を随時記録し、毎年1月から3月までの分を4月10日までに、4月から6月までの分を7月10日までに、7月から9月までの分を10月10日までに、10月から12月までの分を翌年の1月10日までに、浄化槽維持管理報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。ただし、処理対象人員500人以下の単独処理浄化槽及び処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽管理者にあつては報告を要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月28日規則第40号）抄

1 この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第58号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月30日規則第6号）

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に使用を廃止した浄化槽に係る届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第43号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第44号）

1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則（令和2年3月27日規則第29号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会設置条例

（設置）

第1条 本市は、千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 本市が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関する業務を複数年度にわたり同一の民間事業者に包括的に委託する事業（以下この号及び次号において「長期責任委託事業」という。）に関し、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

ア 長期責任委託事業の実施に関する方針に関する事項

イ 民間事業者の募集に必要な資料に関する事項

ウ 民間事業者の選定に関する基準に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（2） 長期責任委託事業に係る業務に係る技術提案書及び事業計画書の審査及び評価を行い、その結果を市長に報告すること。

（組織）

第3条 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長）

第4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第6条 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）

第4章 特定事業の規制（第9条—第25条）

第4章の2 特定事業に係る土地所有者の義務（第25条の2）

第5章 雑則（第26条—第29条）

第6章 罰則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。
- （2）特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上である土砂等の埋立て等を行う事業（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当該事業のために使用するものを除く。）（土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当

該土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して300平方メートル以上となるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者である場合に限る。）を含む。）をいう。

（3）小規模埋立て等 特定事業であって、特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

（4）特定事業区域 特定事業に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において特定事業が行われる場合であって、当該特定事業が第9条第1項第3号に掲げる事業であるときにあっては、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみによる土砂等の埋立て等を行う区域を除く。）をいう。

（5）特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。

（6）事業者 土砂等の埋立て等を行う者（請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。）をいう。

（7）土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。
（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

（土地所有者の責務）

第4条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、

土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期間を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等に係る事業者及び土地所有者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように規則で定める基準を遵守し、かつ、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めてこれらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

- (3) 法令等に基づく許認可等を要する行為に係る特定事業であって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項第3号に掲げる特定事業のうち、特定事業区域の面積が300平方メートル以上となるものを行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該届出に係る特定事業を行うことができない。

(特定事業に係る土地所有者等の同意)

第9条の2 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場(特定事業区域を除く。)内の土地所有者及び特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者(前項に規定する土地所有者を除く。)の同意を得なければならない。(説明会の開催等)

第9条の3 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該申請に係る特定事業場の周辺に居住する者で規則で定めるもの(次項において「周辺住民」という。)に対して、当該申請に係る次条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項(次項において「周知事項」という。)を周知させるための説明会を開催しなければならない。

- 2 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事

由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該申請をしようとする者は、規則で定める方法により、当該申請をする前日までに、周知事項を周辺住民に周知させなければならない。

（許可等の申請等）

第 10 条 第 9 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第 9 条の 2 に規定する同意を得たことを証する書面、前条第 1 項に規定する説明会の実施状況に関する報告書、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- （１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （２）特定事業区域の位置
- （３）特定事業区域の面積
- （４）現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- （５）特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- （６）特定事業区域の表土の地質の状況
- （７）特定事業に使用される土砂等の量
- （８）特定事業の期間
- （９）特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- （10）特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- （11）特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- （12）特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- （13）前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第 9 条の 2 に規定する同意を得たことを証する書面、前条第 1 項に規定する説明会の実施状況に関する報告書、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- （１）前項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項

（２）特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）

（３）年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

（４）特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

（５）特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造

（６）特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置

（７）前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第 1 項第 6 号、第 11 号及び第 12 号又は前項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の記載を要しない。

4 第 9 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、第 1 項各号（第 12 号を除く。第 12 条第 8 項、第 9 項及び第 10 項において同じ。）に掲げる事項を記載した届出書に当該届出に係る特定事業が第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に該当することを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 2 項の規定による届出に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、第 2 項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該届出に係る特定事業が第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に該当することを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

6 前 2 項の規定にかかわらず、第 9 条第 2 項の規定による届出に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、第 1 項第 6 号、第 11 号及び第 12 号又は第 2 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の記載を要しない。（申請の制限等）

第 10 条の 2 第 9 条第 1 項の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について 3 年（当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合にあっては、5 年）を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第 9 条第 1 項の許可を受けようとする者は、第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 22 条又は第 24 条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

3 第 9 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 22 条又は第 24 条の規定により命令を受けた者である場合であって、

必要な措置を完了していないときは、第9条第2項の規定にかかわらず、当該届出に係る特定事業を行うことができない。

(許可の基準)

第11条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第23条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(2) 第9条の2に規定する同意を得ていること。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 現場事務所を設置すること。

(5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。

(6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8) 第10条第1項第10号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。

(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(3) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。

(4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

3 第9条第1項の許可の申請に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1項（第1号から第5号まで並びに第7号及び第8号を除く。）又は前項（第2号を除く。）の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。

2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定による命令に従って、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2

項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、第9条の3第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものであるとき又は同項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

8 第9条第2項の規定による届出をした者（第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項、第10項及び第12項において同じ。）は、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下この項及び第10項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、第3項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければ、当該届出に係る同条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をすることができない。

9 第9条第2項の規定による届出をした者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定による命令に従って、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。

10 第9条第2項の規定による届出をした者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第

2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、第8項の規定にかかわらず、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をすることができない。

11 第9条第1項の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第9条の2第1項（第1項及び第20条の3第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

12 第9条第2項の規定による届出をした者は、第8項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の条件）

第13条 第9条第1項の許可（前条第1項及び第20条の3第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条第1項の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（特定事業の着手の届出）

第13条の2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出（第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。以下この章において同じ。）をした者（第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。以下この章において同じ。）は、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第14条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければ、当該土砂等を搬入することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるもの（第2号に該当する場合にあっては、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの）の添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。

- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合（土砂等管理台帳の作成等）

第 15 条 第 9 条第 1 項の許可（当該許可が一時的たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出（当該届出が一時的たい積特定事業に係るものである場合を除く。）をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から 1 年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- (3) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の 1 日当たりの量
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 第 9 条第 1 項の許可（当該許可が一時的たい積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出（当該届出が一時的たい積特定事業に係るものである場合に限る。）をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入し、又は搬出する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から 1 年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (2) 当該許可又は届出に係る特定事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

- (3) 前 2 号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前 2 項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

（地質検査等の報告）

第 16 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可又は届出に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可又は届出に係る特定事業が一時的たい積特定事業である場合にあっては、当該一時的たい積特定事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該許可又は届出に係る特定事業が小規模埋立て等であって、市長がこれらの検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

（関係書類等の縦覧）

第 17 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 15 条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

（標識の設置等）

第 18 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、前項に規定する期間、当該許可又は届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（特定事業の廃止等）

第 19 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛

散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出ることを要しない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、第9条第1項の許可は、その効力を失う。
- 5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定事業の完了等）

- 第20条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - 3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域（第9条第1項の許可に係るものに限る。）が同条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を、当該届出をした者に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために

必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定事業の終了等）

- 第20条の2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
 - 3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、第1項の規定により当該許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- （譲受け）

- 第20条の3 第9条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、第9条の3第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - （2）譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - （3）申請者が第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理

人の氏名及び住所

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることはできない。
- 4 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けることができない。
- 5 前項の規定による届出をしようとする者は、第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項並びに届出者が第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載した届出書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 6 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、第4項の規定にかかわらず、当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けることができない。
- 7 第1項の許可の基準については、第11条の規定(第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。)を準用する。
- 8 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者又は第4項の規定による届出により特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。(相続等)

第21条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者について、相続、合併、又は分割(当該許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可又は届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、同条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、第9条の2第1項(第12条第1項及び前条第1項において準用する

場合を含む。)の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第21条の2 第9条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(措置命令)

第22条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者(第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項又は同条第8項の規定により届出をしなければならない事項を同条第1項の許可を受けないで、又は同条第8項の規定による届出をしないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、第9条第1項若しくは第2項又は第12条第1項若しくは第8項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第23条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第1項の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第11条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第11条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

- (7) 第 13 条の条件に違反したとき。
 - (8) 第 14 条から第 18 条までの規定に違反したとき。
 - (9) 第 21 条第 1 項の規定により第 9 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 11 条第 1 項第 1 号アからケまでのいずれかに該当するとき。
 - (10) 第 21 条の 2 の規定に違反して第三者に特定事業を行わせたとき。
 - (11) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第 9 条第 1 項の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- （廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令）
- 第 24 条 市長は、第 19 条第 6 項、第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 第 5 項又は前条第 2 項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- （関係書類等の保存）
- 第 25 条 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、当該特定事業について第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、第 20 条第 3 項の規定による完了の届出若しくは第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出をした日又は第 23 条第 1 項の規定による第 9 条第 1 項の許可の取消しの通知を受けた日から 3 年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。
- 2 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、第 15 条に規定する土砂等管理台帳を同条第 1 項又は第 2 項の規定による閉鎖後 3 年間保存しなければならない。
- 第 4 章の 2 特定事業に係る土地所有者の義務
- 第 25 条の 2 土地所有者は、第 9 条の 2 第 1 項（第 12 条第 1 項及び第 20 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第 10 条第 1 項第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては同条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を確認しなければならない。
- 2 第 9 条の 2 第 1 項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の

汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

- 3 第 9 条の 2 第 1 項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

第 5 章 雑則

（報告の徴収）

第 26 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収取させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（許可等に関する意見聴取）

第 27 条の 2 市長は、第 9 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 20 条の 3 第 1 項の許可をしようとするときは、第 11 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号オに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第 23 条第 1 項の規定により、第 9 条第 1 項の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じようとするときは、第 11 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

（公表）

第 28 条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

（1）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 22 条第 1 項若しくは第 2 項、第 23

条第1項又は第24条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項若しくは第2項、第12条第1項若しくは第8項又は第20条の3第1項若しくは第4項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第13条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者

(4) 第21条の2の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条第1項若しくは第2項、第23条第1項又は第24条の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第21条の2の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項、第12条第8項、第14条又は第20条の3第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(3) 第15条第3項、第16条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第25条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者

(5) 第27条第1項の規定による立入検査若しくは土砂等の無償での収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第11項若しくは第12項、第13条の2、第19条第3項、第20条第3項、第20条の2第3項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条第1項の規定に違反した者

(3) 第25条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。(平成9年規則第63号で平成10年1月1日から施行)

略

附 則 (平成13年3月19日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

略

附 則 (平成15年6月24日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月14日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定による許可(以下「旧許可」という。)を受けている者は、この条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第9条の規定にかかわらず、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例により当該旧許可に係る旧条例第2条第2号の(以下「旧特定事業」という。)を行うことができる。施行日以後に前項の規定による旧許可を受けて旧特定事業を行う者についても、同様とする。

4 施行日前に受けた旧許可の処分(次項に規定する旧許可の処分を除く。)に係る変更の

許可の処分、当該旧許可に係る旧特定事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割（次項において「相続等」という。）による当該旧許可に係る旧特定事業の全部の承継については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に受けた旧許可の処分であって、新条例の規定の適用があるとするならば新条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当するものに係る当該旧許可の内容の変更（旧条例第12条の規定による変更の許可を要するものに限る。）、当該旧許可に係る旧特定事業の全部の譲受け又は相続等による当該旧許可に係る旧特定事業の全部の承継については、前項の規定にかかわらず、当該旧許可を受けている者が新条例第9条第2項の規定による届出をしたものとみなして、新条例第12条、第20条の3又は第21条の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第7条第2項及び第3項、第22条第1項及び第2項、第23条第1項、第24条並びに第25条の3第1項及び第2項の規定による命令は、なお効力を有する。
- 7 施行日前にした行為、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧特定事業に係る施行日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等（新条例第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。）又は旧条例第9条各号のいずれかに該当する旧特定事業を行っている者は、なお従前の例により当該土砂等の埋立て等又は当該旧条例第9条各号のいずれかに該当する旧特定事業を行うことができる。
- 9 この条例の施行の際現に新条例第2条第2号の特定事業に該当する事業（旧条例第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。）を行っている者は、施行日から3年間（特定事業に該当する事業が新条例第10条第2項に規定する一時的積特定事業に該当する事業である場合にあっては、5年間）は、なお従前の例により当該特定事業に該当する事業を行うことができる。

（準備行為）

- 10 施行日以後に着手する新条例第2条第2号に掲げる特定事業に係る新条例第9条の規定による許可及び届出、新条例第9条の2の規定による説明及び同意、新条例第10条の規定による特定事業の許可の申請及び届出書の提出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第9条から第13条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年3月21日条例第19号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第19号）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（次項において「新条例」という。）第9条の3の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後になされる許可（第9条第1項の許可、第12条第1項の変更の許可及び第20条の3第1項の許可をいう。以下この項及び次項において同じ。）の申請について適用し、施行日前になされる許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に許可を受けようとする者が施行日前に新条例第9条の3第1項に規定する説明会に相当する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知に相当する周知を行った場合には、それぞれ同条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知を行ったものとみなす。

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び

災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準及び崩落等の防止に係る基準)

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる土砂等の埋立て等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる土砂等の埋立て等以外の土砂等の埋立て等 別表第2第3号から第5号まで

(2) 土砂等の埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものであるもの 別表第3第2号及び第3号

(3) 前2号に掲げる土砂等の埋立て等のうち、当該各号に定める基準によりがたいものとして市長が認めるもの 当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置として市長が認めるもの

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(8) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第8号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

4 市長は、第1項第8号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(様式第2号)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。

(許認可等を要する行為等に係る特定事業)

第3条の2 条例第9条第1項第3号の規則で定める特定事業は、別表第4に掲げる行為等に係る特定事業とする。

(適用除外の事業)

第3条の3 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う特定事業

(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業

(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う特定事業

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(土地所有者等の同意)

第3条の4 条例第9条の2第1項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書(様式第2号の2)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業(一時的積特定事業)区域内土地使用同意書(様式第2号の3)によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合は、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内(小規模)土地使用同意書(様式第2号の4)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業(小規模一時的積)区域内土地使用同意書(様式第2号の5)によらなければならない。

3 条例第9条の2第2項(条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

4 条例第9条の2第2項の規定による同意は、特定事業場(特定事業区域を除く。)内の土地所有者の同意については特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地利用同意書(様式第2号の6)により、特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意については特定事業区域内施工同意書(様式第2号の7)によらなければならない。ただし、同項の規定による同意が確認できる書類の写しを提出する場合は、この限りでない。

(説明会の開催等)

第3条の5 条例第9条の3第1項の規則で定めるものは、特定事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有する者とする。

2 条例第9条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者及び特定事業に係る現場責任者の連絡先

(2) その他市長が必要と認める事項

3 条例第9条の3第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺住民の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺住民に対し印刷物の配布、周辺住民の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第9条の3第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第9条の3第2項の規則で定める方法は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び周辺住民の見やすい場所に、周知事項を掲示する方法とする。

(特定事業の許可の申請)

第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第3号)とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)

(2) 誓約書(様式第3号の2)

(3) 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員(同号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し)

(4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し

(6) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図

(8) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)

(9) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。)

(10) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。次号において同じ。)の写し

(11) 特定事業区域の土地の公図の写し

(12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式

第 4 号)及び地質分析(濃度)結果証明書(様式第 5 号。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)

(13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書

(14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面

(15) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図

(16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(17) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書

(18) 現場責任者であることを証する書面

(19) 第 3 条の 4 第 1 項に規定する特定事業区域内土地使用同意書又は同条第 2 項に規定する特定事業区域内(小規模)土地使用同意書並びに同条第 4 項に規定する特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書

(20) 特定事業説明会等実施状況報告書(様式第 5 号の 2)

(21) 特定事業区域の土地の実測図

(22) 特定事業場の土地の実測図

(23) 土砂等の搬入経路図

(24) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第 10 条第 1 項第 13 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業場の面積

(2) 特定事業の目的

(3) 関係書類等の縦覧場所

(4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合にあっては、名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名)

(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名

(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の氏名

(7) 申請者に第 4 条の 3 に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名

4 条例第 10 条第 2 項に規定する申請書は、特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書(様式第 6 号)とする。

5 条例第 10 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第 2 項第 1 号から第 7 号まで、第 10 号、第 11 号及び第 18 号に掲げる書類及び図面

(2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図

(3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第 2 項第 12 号に掲げる書類及び図面

(4) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(5) 特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)

(6) 第 3 条の 4 第 1 項に規定する特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書又は同条第 2 項に規定する特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使用同意書並びに同条第 4 項に規定する特定事業場(特定事業区域を除く。)内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書

(7) 特定事業説明会等実施状況報告書(様式第 5 号の 2)

(8) 特定事業区域の土地の実測図

(9) 特定事業場の土地の実測図

(10) 土砂等の搬入・搬出経路図

(11) その他市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第 10 条第 2 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業の期間

(2) 第 3 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までに掲げる事項

7 第 2 項第 12 号及び第 5 項第 3 号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1 ヘクタール未満	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5

4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、土壤の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(特定事業の届出)

第4条の2 条例第10条第4項に規定する届出書は、特定事業届出書(様式第6号の2)とする。

2 条例第10条第4項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号から第9号まで、第12号、第13号、第20号及び第23号に掲げる書類及び図面とする。

3 条例第10条第4項の規定による届出をしようとする場合における条例第10条第1項第13号の規則で定める事項については、前条第3項第4号中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

4 条例第10条第5項に規定する届出書は、特定事業(一時的積特定事業)届出書(様式第6号の3)とする。

5 条例第10条第5項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号並びに同条第5項第2号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる書類及び図面とする。

(条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第4条の3 条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げる者の代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(構造上の基準)

第5条 条例第11条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(許可等の決定)

第6条 市長は、条例第9条第1項の許可の申請があつた場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(届出の受理)

第7条 市長は、条例第9条第2項の届出(条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。以下同じ。)があつた場合においては、次に掲げる事項を記載した受理書(様式第7号の2)を当該届出をした者に交付するものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 届出の受理年月日及び受理番号

(3) 特定事業区域の位置

(4) 特定事業区域の面積

(5) 特定事業場の面積

(6) 特定事業の期間

(7) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第12条第1項及び第8項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

(2) 法定代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては代表者の氏名の変更

(3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ 役員

ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者

エ 第 4 条の 3 に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

(7) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

(8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

(9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)

(10) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するための措置の変更

(11) 関係書類等の縦覧場所の変更

2 条例第 12 条第 3 項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(様式第 8 号)とする。

3 条例第 12 条第 3 項の規則で定める書類及び図面は、第 4 条第 2 項各号(第 19 号を除く。)及び第 5 項各号(第 6 号を除く。)に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 第 6 条の規定は、条例第 12 条第 1 項の許可について準用する。この場合において、第 6 条中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは「条例第 12 条第 1 項」と、「特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第 7 号)」とあるのは「特定事業変更許可(不許可)決定通知書(様式第 9 号)」と読み替えるものとする。

5 条例第 12 条第 8 項に規定する届出書は、特定事業変更届出書(様式第 9 号の 2)とする。

6 条例第 12 条第 8 項の規則で定める書類及び図面は、第 4 条の 2 第 2 項及び第 5 項に規定する書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

7 条例第 12 条第 11 項又は第 12 項の規定による市長への届出は特定事業軽微変更届出書(様式第 10 号)を、同条第 11 項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書(様式第 10 号の 2)を提出して行わなければならない。

8 前項の届出書には、変更事項を証する書類を添付するものとする。

(事前協議)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項、条例第 12 条第 1 項又は条例第 20 条の 3 第 1 項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(特定事業の着手の届出)

第 9 条の 2 条例第 13 条の 2 の規定による届出は、特定事業着手届出書(様式第 10 号の 3)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第 10 条 条例第 14 条の規定による届出は、土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(様式第 11 号)を提出して行わなければならない。

2 条例第 14 条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(様式第 12 号)とする。

3 条例第 14 条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第 14 条第 2 号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第 12 号の 2)とする。

(土砂等管理台帳)

第 10 条の 2 条例第 15 条第 1 項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(様式第 12 号の 3)によるものとする。

2 条例第 15 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可を受けた者又は条例第 9 条第 2 項の規定による届出をした者の氏名又は名称

(2) 特定事業の許可番号又は届出の受理番号

(3) 特定事業区域の位置及び面積

(4) 特定事業の期間

(5) 特定事業に使用される土砂等の量

(6) 現場責任者の氏名及び職名

(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所

(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第 15 条第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(一時たい積特定事業用)(様式第 12 号の 4)によるものとする。

4 条例第 15 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 第 2 項各号(第 5 号を除く。)に掲げる事項

(2) 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する土砂等管理台帳は、毎年 3 月末日をもって閉鎖しなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第 11 条 条例第 15 条第 3 項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が 2 月以上であるときに限る。次項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第 19 条第 3 項、条例第 20 条第 3 項又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(様式第 13 号)を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第 15 条第 3 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 1 週間以内(特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から 1 週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第 19 条第 3 項、条例第 20 条第 3 項又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による届出の時)に、特定事業(一時たい積特定事業)状況報告書(様式第 14 号)を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第 12 条 条例第 16 条第 1 項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から 6 月ごと(条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の

届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査は、特定事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第 1 号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第 1 号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 試料とすることができる。

(4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第 16 条第 1 項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごと(条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

(水質検査)

第 13 条 条例第 16 条第 1 項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から 6 月ごと(条例第 19 条第 1 項の規定による中止の届出、同条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第 16 条第 1 項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごと(条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第 14 条 条例第 16 条第 1 項の規定による報告は、特定事業に着手した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 1 週間以内(条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書(様式第 15 号)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第 12 条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書

(3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(様式第 16 号。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第 16 条第 1 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 1 週間以内(条例第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 20 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第 15 条 条例第 18 条第 1 項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第 17 号)とする。

2 条例第 18 条第 1 項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号

(2) 特定事業の目的

(3) 特定事業区域の所在地

(4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに連絡先の電話番号

(5) 特定事業の期間

(6) 特定事業場及び特定事業区域の面積

(7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量

(8) 現場責任者の氏名及び職名

(9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第 18 条第 2 項に規定する境界を明らかにする表示は別表第 5 に定めるとおりとする。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第 16 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届出書(様式第 18 号)を提出して行わなければならない。

2 条例第 19 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第 9 条第 2 項の規定による届出をした者が当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとする場合にあっては、第 6 号に掲げる事項を除く。)とする。

(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号

(2) 特定事業区域の位置

(3) 特定事業の期間

(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間

(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造

(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

3 条例第 19 条第 3 項の規定による届出は、特定事業廃止届出書(様式第 18 号の 2)を提出して行わなければならない。

4 条例第 19 条第 5 項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業廃止検査結果通知書(様式第 18 号の 3)とする。

(特定事業の完了に係る届出)

第 17 条 条例第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書(様式第 18 号の 4)を提出して行わなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号

- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、特定事業完了届出書(様式第 19 号)を提出して行わなければならない。

4 条例第 20 条第 4 項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業完了検査結果通知書(様式第 19 号の 2)とする。

(特定事業の終了に係る届出)

第 17 条の 2 条例第 20 条の 2 第 1 項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書(様式第 19 号の 3)を提出して行わなければならない。

2 条例第 20 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第 20 条の 2 第 3 項の規定による届出は、特定事業終了届出書(様式第 19 号の 4)を提出して行わなければならない。

4 条例第 20 条の 2 第 4 項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業終了検査結果通知書(様式第 19 号の 5)とする。

(譲受けの許可の申請等)

第 17 条の 3 条例第 20 条の 3 第 2 項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(様式第 19 号の 6)とする。

2 条例第 20 条の 3 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (2) 誓約書(様式第 3 号の 2)
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- (6) 申請者に第 4 条の 3 の使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

- (7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (8) 現場責任者であることを証する書面
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 条例第 20 条の 3 第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- (7) 申請者に第 4 条の 3 に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由

4 条例第 20 条の 3 第 5 項に規定する届出書は、特定事業譲受け届出書(様式第 19 号の 7)とする。

5 条例第 20 条の 3 第 5 項の規定による届出をしようとする場合における条例第 20 条の 3 第 2 項第 4 号の規則で定める事項については、第 3 項第 1 号中「許可年月日」とあるのは「届出の受理年月日」と、「番号」とあるのは「受理番号」と、同項第 2 号中「特定事業の許可」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。

6 条例第 20 条の 3 第 5 項の規則で定める書類は、第 2 項第 7 号及び第 9 号に掲げる書類とする。

(譲受け許可等の決定)

第 18 条 市長は、条例第 20 条の 3 第 1 項の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(様式第 19 号の 8)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(相続等の届出)

第 18 条の 2 条例第 21 条第 2 項の規定による市長への届出は特定事業相続等届出書(様式第 20 号)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書(様式第 20 号の 2)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類(条例第9条第2項の規定による届出に係る特定事業にあっては、第3号に掲げる書類に限る。)を添付するものとする。

- (1) 届出者に係る住民票の写し(届出者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (2) 事業者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第18条の3 条例第25条の2第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第27条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第21号)とする。
(書類等の提出)

第20条 条例第10条第1項及び第2項の規定による申請、同条第4項及び第5項の規定による届出、条例第12条第3項の規定による変更許可申請、同条第8項の規定による変更の届出、条例第20条の3第2項の規定による譲受け許可申請、同条第5項の規定による譲受けの届出、条例第12条第11項及び第12項、条例第13条の2、条例第14条、条例第19条第1項及び第3項、条例第20条第1項及び第3項、条例第20条の2第1項及び第3項並びに条例第21条第2項の規定による届出並びに条例第15条第3項及び条例第16条第1項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(公表)

第21条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂等の埋立て等を行った場所
- (2) 土砂等の埋立て等を行った期間
- (3) 土砂等の埋立て等を行った面積

2 条例第28条第1項の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第52号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月20日規則第64号)

この規則は、平成14年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第19条の規定により発行されたものとみなす。

3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成15年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の

規定による証明があったとき(施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び条例第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月7日規則第9号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第25号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成18年1月12日規則第2号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第35号)抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月26日規則第13号)

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月8日規則第57号)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第19条の規定により発行されている

証明書は、この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第19条の規定により発行されたものとみなす。

附 則(平成23年8月16日規則第49号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第23号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月10日規則第2号)

1 この規則は、平成26年1月11日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成27年3月27日規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第2項第2号、第17条の3第2項第2号、第18条の2第2項第2号並びに別表第4第13号及び第17号の改正規定 公布の日

(2) 別表第4第19号の改正規定 平成27年5月29日

附 則(平成28年3月31日規則第26号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成29年3月22日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、別表第1並びに様式第5号及び様式第16号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前になされた千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の規定による許可の申請に係る手続については、この規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月1日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等を使用した土砂等については、なお従前の例による。

4 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日前に条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。))についてのこの規則による改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、平成 29 年 4 月 1 日以後に条例第 14 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて同日前に同条の規定による証明があったとき(同日前に同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。))における当該届出に係る土砂等についての改正後の別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、条例第 19 条第 5 項、条例第 20 条第 4 項及び条例第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日規則第 21 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定は公布の日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が施行日前に条例第 14 条の規定による届出

を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。))についての千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(次項及び第 5 項において「規則」という。)別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が施行日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第 14 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が第 1 条の規定による改正前の別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき(施行日前に同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。))における当該届出に係る土砂等についての規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、第 19 条第 5 項、第 20 条第 4 項及び第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和 3 年 3 月 2 日規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 1 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。))以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。ただし、次項から第 5 項までの規定の適用を受ける者については、この限りでない。

3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項の許可

(条例第 12 条及び第 20 条の 3 第 1 項の許可を含む。次項及び第 5 項において同じ。)を受けている者又は条例第 9 条第 2 項の規定による届出(条例第 12 条第 8 項及び第 20 条の 3 第 4 項の届出を含む。次項及び第 5 項において同じ。)をした者(条例第 10 条の 2 第 3 項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項及び第 5 項において同じ。)が施行日前に当該許可又は届出に係る条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

4 施行日において現に条例第 9 条第 1 項の許可を受けている者又は同条第 2 項の規定による届出をした者が施行日から令和 3 年 6 月 30 日までの間に当該許可又は届出に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第 14 条の規定による届出(以下この項において「搬入の届出」という。)を行う場合であって、施行日前に作成されたこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第 10 条第 3 項に規定する搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書が添付されたとき(施行日前に条例第 14 条第 1 号の規定により当該土砂等が、発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて市長の承認を受けたものであるとき若しくは同条第 4 号の規定により当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合又は旧規則第 10 条第 5 項に規定する土砂等売渡・譲渡証明書が添付されたときを含む。)における当該搬入の届出に係る土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

5 施行日において現に条例第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者の当該許可又は届出に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合している土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、第 19 条第 5 項、第 20 条第 4 項及び第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表第 1 (第 2 条)

項 目	基 準 値
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1、2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1、1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1、2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1、1、1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1、1、2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下

テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
1、3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1、4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下

備 考

- 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、土壤の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐^{りん}とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1、2—ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 市長が定める区域内において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、市長が適当と認めるときの砒素、ふっ素及びほう素(これらが事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壤の汚染に係るものである場合を除く。)に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0.03 ミリグラム、2.4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。

別表第 2 (第 5 条第 1 項)

- 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

- 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 埋立て等の高さ(特定事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤の最高地点(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端)と特定事業により生じたのり面の最上部の高低差をいう。)は、原則として 2.5 メートル以内であること。
- のり面の高さ(のり面の最下部(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)は、原則として 10 メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられた埋立て等の高さとすることができる。
- 埋立て等ののり面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル以上のこう配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられたのり面のこう配とすることができる。
- 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
- のり面の高さが 5 メートル以上になる場合にあつては、のり面の高さが 5 メートルごとに幅が 1 メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第 3 (第 5 条第 2 項)

- 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区

域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- (2) 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。
- (3) 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- (4) 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が構じられていること。

別表第4（第3条の2）

- (1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- (2) 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- (4) 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- (5) 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- (7) 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- (8) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成
- (9) 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- (10) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- (11) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- (13) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- (14) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- (15) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- (17) 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- (18) 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

別表第5 (規則第15条第3項)

特定事業	一時たい積特定事業
視認できる木杭で表示	材質は松の丸太、末口9センチメートル以上、高さは地表面1メートル以上とし、先端は赤ペンキで10センチメートル以上塗布の上表示

千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、硫酸ピッチが人の健康、生活環境及び自然環境に係る重大な被害を生ずるおそれのある性状を有する物質であること並びに財産上の不正な利益を図る目的で生成された硫酸ピッチが不適正に処理されている状況にあることにかんがみ、硫酸ピッチの生成を禁止することにより、良好な生活環境及び自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「硫酸ピッチ」とは、硫酸と炭化水素油との混合物のうち、固形状又は液状のものであって、著しい腐食性を有するものとして規則で定める基準に適合するものをいう。

(生成の禁止)

第3条 何人も、自己又は他人の財産上の不正な利益を図る目的で、硫酸ピッチを生成させてはならない。

(中止命令)

第4条 市長は、前条の規定に違反して硫酸ピッチを生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチの生成の中止を命ずることができる。

(報告の徴収)

第5条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、硫酸ピッチ又は硫酸ピッチであることの疑いのある物（以下この条及び次条第1項において「硫酸ピッチ等」という。）を生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチ等の生成に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、硫酸ピッチ等を生成させている者又は生成させた者の事務所、事業場、倉庫その他の場所に立ち入り、硫酸ピッチ等の生成に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において硫酸ピッチ等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(倉庫等の管理者の努力義務)

第7条 倉庫、資材置場その他の硫酸ピッチの生成のために使用されるおそれがある土地又は建物の管理者は、当該土地又は建物が硫酸ピッチの生成のために使用されないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第4条の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第6条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成19年千葉市条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める基準)

第2条 条例第2条の規則で定める基準は、水素イオン濃度指数が2.0以下であることとする。

2 前項の基準は、日本産業規格 K0102 の 12.1 に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(身分を示す証明書)

第3条 条例第6条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(令和元年6月20日規則第42号)抄

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(引取業者の登録等の通知)

第2条 法第44条第2項(法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、引取業者登録等通知書(様式第1号)により行うものとする。

2 法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録拒否通知書(様式第2号)により行うものとする。

(引取業の廃業等の届出)

第3条 法第48条第1項の規定による届出は、引取業廃業等届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(引取業者の登録の取消し等に係る通知)

第4条 法第51条第1項の規定により引取業者の登録を取り消す場合における同条第2項において準用する法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第51条第1項の規定により引取業者の事業の全部又は一部の停止を命ずる場合における同条第2項において準用する法第45条第1項の規定による通知は、引取業者事業停止命令書(様式第5号)により行うものとする。

(フロン類回収業者の登録等の通知)

第5条 法第55条第2項(法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、フロン類回収業者登録等通知書(様式第6号)により行うものとする。

2 法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録拒否通知書(様式第7号)により行うものとする。

(フロン類回収業者の登録の取消し等に係る通知)

第6条 法第58条第1項の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消す場合における同条第2項において準用する法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 法第58条第1項の規定によりフロン類回収業者の事業の全部又は一部の停止を命ずる場合における同条第2項において準用する法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者事業停止命令書(様式第9号)により行うものとする。

(フロン類回収業の廃業等の届出)

第7条 法第59条において準用する法第48条第1項の規定による届出は、フロン類回収業廃業等届出書(様式第10号)により行わなければならない。

(登録簿)

第8条 引取業者登録簿は、様式第11号のとおりとし、フロン類回収業者登録簿は、様式第12号のとおりとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第47条(法第59条において準用する場合を含む。)の規定により引取業者登録簿及びフロン類回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)を閲覧に供する場所は、環境局資源循環部産業廃棄物指導課内とする。

2 登録簿を閲覧に供する日及び時間は、千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の必要があると認めるときは、臨時に、閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

4 登録簿の閲覧をしようとする者は、引取業者・フロン類回収業者登録簿閲覧請求票(様式第13号)に、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 登録簿を外部に持ち出し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(4) 係員の指示に従わない者

(解体業の不許可の通知)

第10条 法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書(様式第14号)により行うものとする。

(解体業の廃業等の届出)

第11条 法第64条の規定による届出は、解体業廃業等届出書(様式第15号)により行わなければならない。

(解体業の許可の取消し等に係る通知)

第 12 条 市長は、法第 66 条の規定により解体業の許可を取り消すときは、解体業許可取消通知書(様式第 16 号)により、その旨を当該解体業者に通知するものとする。

2 市長は、法第 66 条の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、解体業者事業停止命令書(様式第 17 号)により行うものとする。

(破砕業の不許可の通知)

第 13 条 法第 69 条第 2 項(法第 70 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、破砕業不許可(事業範囲変更不許可)通知書(様式第 18 号)により行うものとする。

(破砕業の廃業等の届出)

第 14 条 法第 72 条において準用する法第 64 条の規定による届出は、破砕業廃業等届出書(様式第 19 号)により行わなければならない。

(破砕業の許可の取消し等に係る通知)

第 15 条 市長は、法第 72 条において準用する法第 66 条の規定により破砕業の許可を取り消すときは、破砕業許可取消通知書(様式第 20 号)により、その旨を当該破砕業者に通知するものとする。

2 市長は、法第 72 条において準用する法第 66 条の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは、破砕業者事業停止命令書(様式第 21 号)により行うものとする。

(許可証の再交付申請等)

第 16 条 解体業許可証又は破砕業許可証(以下「許可証」という。)を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(様式第 22 号)により、市長に申請しなければならない。この場合において、紛失したときを除き、当該許可証を添付して申請するものとする。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の書換えによる交付等)

第 17 条 市長は、許可証の交付を受けた者が法第 63 条第 1 項又は法第 71 条第 1 項の規定により氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名の変更に係る届出書を市長に提出したときは、許可証を書き換えて当該者に交付するものとする。

2 前項の規定により書換えによる許可証の交付を受けた者は、当該許可証の交付を受けたときに、従前の許可証を市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第 18 条 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可証

を市長に返納しなければならない。

(1) 法第 60 条第 2 項又は法第 67 条第 2 項の規定により許可が効力を失ったとき。

(2) 法第 64 条(法第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により廃業等を届け出たとき。

(3) 法第 66 条(法第 72 条において準用する場合を含む。)の規定により許可が取り消されたとき。

2 破砕業者は、法第 70 条第 1 項の許可に係る破砕業許可証の交付を受けたときは、変更前の破砕業許可証を市長に返納しなければならない。

(提出書類の部数)

第 19 条 法第 61 条及び第 68 条並びに省令第 63 条の規定により提出する書類の部数は、正副各 1 部とする。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号)抄

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 33 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 33 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 26 号)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和元年6月20日規則第42号)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

千葉市環境関係手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料のうち環境関係の事務に関するものについては、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の事務、名称及び額)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称及び額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収時期及び納付義務者)

第3条 手数料は、許可、登録等の申請の際に、申請者からこれを徴収する。

(手数料の不還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるものについては、規則で定めるところにより手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第64号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月24日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月12日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月18日条例第17号)

この条例中別表に29の項から32の項までを加える改正規定は平成17年1月1日から、その他の規定は平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成21年9月18日条例第31号)

この条例は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第2条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第22号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月8日条例第15号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	20,000円
2 廃棄物処理法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	20,000円
3 廃棄物処理法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	20,000円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
4 廃棄物処理法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	20,000 円
5 一般廃棄物収集運搬業の許可証の再交付	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	10,000 円
6 一般廃棄物処分業の許可証の再交付	一般廃棄物処分業許可証再交付手数料	10,000 円
7 廃棄物処理法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 130,000 円
		(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 110,000 円
8 廃棄物処理法第8条の2の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の定期検査	一般廃棄物処理施設定期検査手数料	33,000 円
9 廃棄物処理法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 廃棄物処理法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 120,000 円
		(2) その他の一般廃棄物処理施設に係るもの 100,000 円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
10 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000 円
11 廃棄物処理法第9条の2の4第2項の規定に基づく一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000 円
12 廃棄物処理法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	73,000 円
13 廃棄物処理法第9条の6第1項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	一般廃棄物許可施設設置法人合併等認可申請手数料	73,000 円
14 廃棄物処理法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	複数事業者の産業廃棄物処理認定申請手数料	147,000 円
15 廃棄物処理法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	複数事業者の産業廃棄物処理変更認定申請手数料	134,000 円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
16 廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000 円
17 廃棄物処理法第 14 条第 2 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	73,000 円
18 廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000 円
19 廃棄物処理法第 14 条第 7 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000 円
20 廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	71,000 円
21 廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	92,000 円
22 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	81,000 円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
23 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 2 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	74,000 円
24 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000 円
25 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 7 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	95,000 円
26 廃棄物処理法第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	72,000 円
27 廃棄物処理法第 14 条の 5 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料	95,000 円

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
28 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	(1) 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 140,000 円
		(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 120,000 円
29 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の定期検査	産業廃棄物処理施設定期検査手数料	33,000 円
30 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	(1) 廃棄物処理法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 130,000 円
		(2) その他の産業廃棄物処理施設に係るもの 110,000 円
31 廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000 円

32 廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料	20,000 円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
33 廃棄物処理法第 15 条の 4 において読み替えて準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	73,000 円
34 廃棄物処理法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 6 第 1 項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	産業廃棄物許可施設設置法人合併等認可申請手数料	73,000 円
35 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000 円
36 浄化槽清掃業の許可証の再交付	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	10,000 円
37 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	240,000 円

38 土壤汚染対策法第 22 条第 4 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	220,000 円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
39 土壤汚染対策法第 23 条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	220,000 円
40 土壤汚染対策法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	120,000 円
41 土壤汚染対策法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者合併等承認申請手数料	120,000 円
42 土壤汚染対策法第 27 条の 4 第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業者の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者相続承認申請手数料	120,000 円

43 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第 42 条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	5,000 円
44 使用済自動車再資源化法第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	4,000 円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
45 使用済自動車再資源化法第 53 条第 1 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	5,000 円
46 使用済自動車再資源化法第 53 条第 2 項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000 円
47 使用済自動車再資源化法第 60 条第 1 項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000 円
48 使用済自動車再資源化法第 60 条第 2 項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	70,000 円

49 使用済自動車再資源化法 第 67 条第 1 項の規定に基づ く破砕業の許可の申請に対 する審査	破砕業許可申請手数料	84,000 円
50 使用済自動車再資源化法 第 67 条第 2 項の規定に基づ く破砕業の許可の更新の申 請に対する審査	破砕業許可更新申請手数 料	77,000 円
51 使用済自動車再資源化法 第 70 条第 1 項の規定に基づ く破砕業の事業の範囲の変 更の許可の申請に対する審 査	破砕業変更許可申請手数 料	67,000 円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
52 千葉市浄化槽保守点検業 者の登録に関する条例（昭 和 63 年千葉市条例第 22 号）第 3 条第 1 項の規定に 基づく浄化槽保守点検業の 登録の申請に対する審査	浄化槽保守点検業登録申 請手数料	30,000 円
53 千葉市浄化槽保守点検業 者の登録に関する条例第 3 条第 2 項の規定に基づく浄 化槽保守点検業の登録の更 新の申請に対する審査	浄化槽保守点検業登録更 新申請手数料	28,000 円

54 千葉市浄化槽保守点検業 者の登録に関する条例第 5 条第 3 項の規定に基づく浄 化槽保守点検業者登録簿の 謄本の交付	浄化槽保守点検業者登録 簿謄本交付手数料	1 通につき 300 円
55 千葉市土砂等の埋立て等 による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例 （平成 9 年千葉市条例第 36 号）第 9 条の規定に基づく 特定事業の許可の申請に対 する審査	特定事業許可申請手数料	（1）特定事業の埋立て 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 以上のとき 48,000 円 （2）特定事業の埋立て 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 未満のとき 33,000 円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
56 千葉市土砂等の埋立て等 による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例 第 12 条第 1 項の規定に基づ く特定事業の変更の許可の 申請に対する審査	特定事業変更許可申請手 数料	（1）特定事業の埋立て 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 以上のとき 28,000 円 （2）特定事業の埋立て 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 未満のとき 23,000 円

57 千葉市土砂等の埋立て等 による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例 第 20 条の 3 第 1 項の規定に 基づく特定事業の譲受けの 許可の申請に対する審査	特定事業譲受け許可申請 手数料	(1) 特定事業の埋立て 等 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 以上のとき 28,000 円
		(2) 特定事業の埋立て 等 等に供する区域の面積 が 3,000 平方メートル 未満のとき 23,000 円

備考

- この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は条例における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- この表の右欄に掲げる手数料の額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての額とし、その他のものについては 1 件についての額とする。



令和3年3月改訂版

千葉市

家庭ごみの減量と出し方

ガイドブック

平成30年2月から全市で

木の枝、刈り草、葉
の資源収集を開始！
→5～6ページ



ごみのルール
リサイクル
1～4ページ

木の枝
刈り草・葉
5～6ページ

古紙
7～8ページ

布類
9～10ページ

びん・缶
ペットボトル
11～12ページ

可燃ごみ
13～15ページ

使用済灯ぶら油
16ページ

不燃ごみ
17～18ページ

有害ごみ
19～20ページ

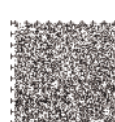
使用済小型家電・
単一素材製品プラスチック
21～22ページ

粗大ごみ
23～24ページ

市では収集して
いないもの
25～28ページ

ごみの便利帳
29～42ページ

音声コード
Uni-Voice



お問い合わせ先が不明なときは

市役所コールセンター ☎043-245-4894

受付時間／8:30～21:00（土・日・休日・年末年始は17:00まで）

※右記のマークは音声コード Uni-Voiceです。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリなどで読み取ると、掲載内容の一部を音声でご案内します。
※冊子右端に音声コード位置把握用の「切り欠き」加工が施されていますこと、ご了承ください。

みんなで

集団回収に参加してみよう！



「集団回収」とは

★千葉市ホームページ
「集団回収」については
こちらをご覧ください→



町内自治会、子ども会などの地域団体が自主的に古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール紙パック）や布類を、日時を決めて一定の場所に集め、資源回収業者に引き渡す活動です。ごみの減量・再資源化につながるともに、地域コミュニティの活性化、持ち去りを防ぐ効果があるため、市では補助金制度を設けて、登録団体のみなさんの活動を促進しています。集団回収への一層のご協力をお願いします。



「集団回収」に参加するには

回収品目・出し方については
裏面をご覧ください

＜方法1＞地域の集団回収に参加する

お近くの団体が実施する集団回収に参加することができます。お近くの集団回収団体がわからない場合は、近くにお住まいの方にお尋ねになるか、収集業務課へお問い合わせください。

＜方法2＞新しく集団回収を始める

【団体登録～補助金交付までの流れ】

- ①市に、資源回収団体登録申請書（収集業務課で配布・千葉市ホームページから印刷可）に必要事項を記入し、収集業務課に提出してください。
※概ね20世帯数以上の町内自治会・子ども会・老人クラブ・婦人会など営利を目的としない団体であることが条件です。
- ②千葉市再資源化事業協同組合員の回収業者より連絡が入りますので、回収日程や回収場所等を調整をしてください。
※回収日時は、ステーション収集日（週1回）と違う日にしてください。
※回収場所は、できるだけごみステーション以外の場所を設けてください。
- ③回収日には、資源物を回収業者に引渡してください。
※後日、回収業者から回収した資源物の品目・量を記した計量伝票（青色・緑色）が届けられますので、大切に保管してください。
- ④市に、補助金申請書類（申請書・請求書・計量伝票（青色））を提出する。
※年4回申請（申請×切：7月、10月、1月、4月の原則10日まで）
申請月の翌月末に補助金を交付します。

◎古紙の出し方

- 下記①～⑤の5品目に**分別**。 ●段ボールや紙パック、箱類は**必ずたたむ**。
●テープは使わず、**必ずヒモで十文字にしる**。(雑誌み以外は、箱や袋には入れない。)

品 目	注 意 点
① 新聞 折込み広告 	●新聞折り込みチラシは新聞紙と一緒に 出してください。 ※封筒や紙袋、ビニール袋に入れない。
② 雑誌  □週刊誌 □文庫本 □単行本 □カタログ・パンフレット	※ビニール袋や紙以外のふろく類は取り除く。
③ 雑誌み  □メモ用紙・画用紙 □新聞折込以外のチラシ □紙製のはがき・封筒 □カレンダー □包装紙・紙袋類 □菓子やティッシュなどの紙箱 □トイレットペーパーの芯 □Yシャツの台紙・紙製の洋服タグ ※雑誌みの分別については「雑誌み分別大作戦」ホームページをご覧ください。 http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/zatsugami-top.html	● 必ずたたむか開く。封筒や紙袋に入れて、 中身が飛び出さないように、その上から ひもでしばって出すことも可。 ※油や汚れが付いたものは可燃ごみ。 ※香りがうつっているものは可燃ごみ。 ※紙袋は紙以外の取手を取る。 ※窓付封筒のビニール部分を取る。 ※カレンダーの留め具を取る。
④ 段ボール 	●留め金は取り除かなくてもよい。 ※粘着テープやカーボン紙（宅配便伝票） などは取り除く。 ※アルミ（金色・銀色）などでコーティング されたものは、可燃ごみ。
⑤ 紙パック  □500ml以上の 牛乳パック □500ml以上の ジュースのパック	●洗って開いて乾かすこと。 ※500ml未満のもの、 内側がアルミコー ティング（銀色） や茶色のもの、異物が 付着しているものは可燃ごみ。

◎布類の出し方

- 洗濯して、**透明なポリ袋**に入れる。

品 目	注 意 点
布類  □Tシャツ・スウェット □スーツ □コート □和服 □スポン・ジーンズ □Yシャツ・ブラウス □毛糸衣類（既製品のみ）	衣類は主に古着としてリサイクルしますの で、まだ着られるものを目安に清潔な状態 で出してください。 ※雨天時・雨天予報時には 出さないでください。

⊗ 回収できない主なもの これらは可燃ごみで出してください

⊗ 回収できない古紙 ①水に溶けない ②香りつき ③紙以外が混入	⊗ 回収できない布類 ①汚れている ②わた・革類
■シール及びシール台紙、付せん（粘着メモ） ■感熱紙 ■カーボン紙（宅配便の伝票など） ■圧着はがき ■写真 ■和紙 ■個人情報が記載さ れたもの ■ロール紙などの硬い芯 ■石けん箱や洗 剤の箱 ■食品カップ（アイスやカップ麺など）	■フリース ■作業着・制服・ユニフォーム、下着 ■まくら・布団・毛布 ■はんでん（わた入り） ■マットレス ■カーペット・じゅうたん ■反物、帯、帯止め ■毛糸玉 ■裁断くす ■ぬいぐるみ・クッション ■革製品全般

※その他、千葉市に登録した小規模な店舗・事務所等以外から出る古紙類は回収できません。

